

資 金 移 動 業 自 主 規 制 規 則

(平成22年2月22日 制定)

(平成24年1月12日 一部改正)

(平成25年5月30日 一部改正)

(平成26年1月15日 一部改正)

(平成26年9月 4日 一部改正)

(平成28年1月13日 一部改正)

(平成29年1月11日 一部改正)

(平成29年9月 5日 一部改正)

(令和 3年4月20日 一部改正)

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>第1編 全ての種別の資金移動業に係る通則 第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、資金移動業が決済システムの一翼を担う業務であることを踏まえ、決済システムの安定性を確保するとともに、効率性及び利便性の向上を旨として、第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業に係るサービスの促進及びその適切な実施を図ることを目的とする。</p>	<p>第1編 全ての種別の資金移動業に係る通則 第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、協会員による資金移動に係るサービスの適切な実施の確保を図るに当たり、法令、政令、内閣府令及び自主規制規則等の解釈指針を示すことを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、資金決済に関する法律で定める例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 法 資金決済に関する法律をいう。</p> <p>(2) 政令 資金決済に関する法律施行令をいう。</p> <p>(3) 内閣府令 資金移動業者に関する内閣府令をいう。</p> <p>(4) 協会員 一般社団法人日本資金決済業協会に加盟する資金移動業者をいう。</p> <p>(5) 資金移動業 銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。</p> <p>(6) 資金移動業者 法に基づき資金移動業の登録を受けた者をいう。</p> <p>(7) 第一種資金移動業 資金移動業のうち、第二種資金移動業及び第三種資金移動業以外のものをいう。</p> <p>(8) 第二種資金移動業 資金移動業のうち、100万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと（第三種資金移動業を除く。）をいう。</p> <p>(9) 第三種資金移動業 資金移動業のうち、5万円以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むことをいう。</p>	<p>(為替取引に該当する行為)</p> <p>第1条の2 金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものは、為替取引に該当するものとする。</p> <p>(1) 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。</p> <p>(2) 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人としてする弁済その他これらに類する方法によってする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。例えば、本号の要件との</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>関係では、いわゆる割り勘アプリなどが為替取引に該当する可能性がある。</p> <p>(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>① 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。例えば、本要件①との関係では、いわゆるエスクローサービス等が法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとはされない可能性がある。</p> <p>② 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。例えば、本要件①との関係では、いわゆるクラウドファンディングサービスやプラットフォームが関与する資金の受渡し等が法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとはされない可能性がある。</p> <p>2 前項に係る為替取引の要件の検討は、各要件に該当するものが為替取引に該当することを確認するものであるところ、前項の各要件に該当しないものが将来にわたって直ちに為替取引に該当しないことを意味するものではなく、事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>3 第1項の規定は、受取人に対する金銭の支払が立替払によって行われるなど、対象となる金銭債権に係る債務者から支払に先立って受取人への支払が行われる場合には適用されない。</p> <p>4 第1項における「他の者に資金を受け入れさせ」とは、例えば、プラットフォームから委</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>託を受けて収納代行を行う当該委託先が想定される。この場合、当該委託先の行為は法第2条の2の規定により為替取引に該当するものとはされないと考えられる。</p>
<p>第2章 法令等遵守及び経営管理</p> <p>(規模及び特性)</p> <p>第3条 本章の規定は、協会員すべてに関係する事項を定めるものであり、本章の規定どおりの対応が協会員においてなされていない場合であっても当然に本規則に違反するものではなく、協会員は、その規模や特性等に応じて、利用者の利益の保護の観点から必要な限度で本規則に定める規定を遵守すれば足りるものとする。</p>	<p>第2章 法令等遵守及び経営管理</p>
<p>(法令等遵守)</p> <p>第4条 協会員は、決済システムの担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係14 資金移動業者関係をいう。以下同じ）及び社内規則等（当協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、協会員又はその役職員が遵守すべき規則をいう。なお、名称、形式を問わない。以下同じ。）を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることとする。</p> <p>2 協会員は、資金移動に係る業務を適切に行うために、以下に掲げる諸法令等を遵守するものとする。</p> <p>(1) 資金決済に関する法律（政令及び内閣府令並びに事務ガイドラインを含む。）、刑法、民法、企業会計原則、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、各種行政法令、労働関係法令、犯罪による収益の移転防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、個人情報保護に関する法律、障害者差別解消法その他の資金移動業に係る法令（上記以外の一般的な法令、条例等を含む。）</p> <p>(2) この規則（本規則に基づく他の規定がある場合には、これを含む。）</p> <p>(3) 企業倫理等一般の社会規範</p>	<p>(法令等遵守)</p> <p>第2条 協会員は、法令等遵守に係る基本的な方針、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）（以下、併せて「コンプライアンスに係る基本的な方針等」という。）について、社内規則等において定めることとする。</p> <p>2 協会員は、コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する社内規則等の運用について、内部管理部門の担当者を定めるとともに、定期的又は必要に応じて見直しを行う等の措置を講じることとする。</p> <p>3 協会員は、所要の措置を講じることにより、コンプライアンスに係る基本的な方針等を定めた社内規則等の周知徹底を図ることとする。なお、ここでいう所要の措置とは、協会員において個別具体的に決定されるべきものであるが、例えば、以下のような措置が考えられる。</p> <p>(1) コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する社内規則等（電磁的な方法によるものも含む。）を事業所において掲示し、又は役職員に対して配布若しくは配信すること。</p> <p>(2) コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する社内規則等について、当該社内規</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(4) 会社法及び定款</p> <p>(5) 外国為替及び外国貿易法、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外送金を行う場合に限る。）</p> <p>(6) その他社内規則等に定める事項等</p> <p>3 協会員は、法令等遵守態勢の整備を行うこととする。なお、法令等遵守態勢の整備としては、例えば、以下の各号の項目を示した社内規則等を整備することが考えられる。</p> <p>(1) コンプライアンスに係る基本方針及び役員に対する周知徹底方法</p> <p>(2) 具体的な実践計画や行動規範</p> <p>(3) 業務の透明性を確保するための情報開示基準及び手続</p> <p>(4) 法令等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法</p>	<p>則等を設けた旨及びその概要を役職員に対して文書又はメール等で通知すること。</p> <p>(3) コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する社内規則等を主要な事業所において備置き、役職員が閲覧することができるようにしておくこと。</p> <p>(4) コンプライアンスに係る基本的な方針等について役職員に対して社内研修を行うこと。</p> <p>4 協会員は、法令等遵守に係る基本的な方針等として、例えば、以下の事項を定めることが考えられる。</p> <p>(1) 業績評価や人事考課等において法令等を遵守していることも考慮すること。</p> <p>(2) 法令等遵守を確保するために、自主規制規則に定められた協会員が遵守すべき事項を各種業務の遂行に当たって遵守すること。</p>
<p>(反社会的勢力による被害の防止)</p> <p>第5条 協会員は、反社会的勢力による被害を防止し、資金移動業者に対する公共の信頼を維持するために、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者（以下「経営陣」という。）自らが率先して断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力の排除を進めるものとする。</p> <p>2 協会員は、反社会的勢力による被害を防止するためには、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨に則った社内態勢の整備を図らなければならない。</p> <p>3 反社会的勢力への対応に関する態勢整備に際しては、例えば、以下の各号の項目を定めること又は整備することが考えられる。</p> <p>(1) 反社会的勢力による被害防止に係る基本方針</p> <p>イ 組織としての対応</p> <p>ロ 外部専門機関（例えば、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等）との連携</p> <p>ハ 取引を含めた関係遮断</p>	<p>(反社会的勢力による被害の防止)</p> <p>第3条 自主規制規則第5条第1項に規定する「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当する者、又は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>ニ 有事における民事と刑事の法的対応 ホ 裏取引や資本提供の禁止</p> <p>(2) 協会員が当事者となる契約における反社会的勢力排除条項の導入</p> <p>(3) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築（データベースの整備、外部専門機関との連携等）</p> <p>(4) 適切な事前審査の実施</p> <p>(5) 適切な事後検証の実施</p> <p>(6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取り組み</p> <p>4 不当要求及び被害防止に関する態勢整備に際しては、例えば、以下の各号の項目を定めること又は整備することが考えられる。</p> <p>(1) 反社会的勢力により不当要求が発生した場合の対応マニュアル</p> <p>(2) 反社会的勢力による被害防止のための社内態勢</p> <p>(3) 反社会的勢力による被害防止に係る規定の担当役職員に対する周知徹底方法</p> <p>(4) 反社会的勢力による被害防止の取組が適切かどうかの検証方法</p>	<p>2 「反社会的勢力」に該当するかどうかについては、前項に掲げるような属性要件に着目するとともに、次の各号に掲げる行為要件にも着目し、判断するものとする。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3 経営陣は、自主規制規則第5条第1項に基づき、反社会的勢力による被害防止のために、適切な関与を行うものとする。なお、経営陣による適切な関与とは、単に報告を受けることに限らず、個別の事案の必要性に応じて、指示や対策を講じることも含まれることに留意するものとする。</p> <p>4 協会員は、反社会的勢力に対する被害の防止策として、暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またそれに類する行為を行わないことを口座開設申込時に表明し、確約させ、仮にそれに反することが判明した場合には、口座開設を断ることができる旨及び既に取引を行っている場合には、これを解消することができる旨を利用規約等に定めておくことが望ましい。</p> <p>5 経営陣は、組織対応として、協会員単体のみならず、資金移動業に関する業務における反社会的勢力との関係遮断のため、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととする。また、グループ外の他社へ業務を委託することにより資金移動サービスの提供を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととする。</p> <p>6 自主規制規則第5条第3項第3号の態勢のうち、データベースの整備に関しては、警察・暴力追放運動推進センター等の外部専門機関等から提供された情報を活用することもできる。</p> <p>7 自主規制規則第5条第3項第4号の適切な事前審査に関しては、各協会員の事業特性等を踏まえ、反社会的勢力との取引に晒されるリス</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>クに応じて取引の相手方の事前審査を実施することとする。この場合、考慮の対象となる事業特性等としては、例えば、①住所、漢字氏名及び生年月日についての情報の有無、②送金上限金額等が考えられる。なお、協会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認を行った場合、当該取引時確認によって確認した事項も考慮する必要があることに留意する。</p> <p>8 自主規制規則第5条第3項第5号の適切な事後検証に関しても、各協会員の事業特性等を踏まえ、取引の相手方に関する適切な事後審査を実施することとする。</p> <p>9 反社会的勢力との取引であることが判明した場合、当該取引については、法的に可能な限度で、関係遮断に向けた対応を実施する。</p> <p>10 前項にいう「判明」とは、例えば、相手方が反社会的勢力に該当することについて、警察からの情報その他の確度が高い情報によって、各事業者において、相手方が反社会的勢力であると確実に判断できる場合が想定される。かかる「判明」の程度に至らない場合、対象となる取引に関し、その相手方に関する取引経過、受領している送金資金の金額その他の事情を踏まえた上で、継続的に監視する対象の取引として管理する対応を採ることも選択肢となる。</p> <p>11 第9項の関係遮断に際しては、協会員は、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮することとする。この場合、関係遮断に伴って受領した送金資金を利用者に返還することは、原則として、利益供与には該当しない。</p>
<p>(取引時確認、疑わしい取引の届出等の措置)</p> <p>第6条 協会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく「取引時確認」、「取引記録等の保存」や「疑わしい取引の届出」等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有することを自覚し、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテ</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>ロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。)に基づき、当該協会の規模・特性等を踏まえた各種態勢整備状況を確認するとともに、取引時確認等の措置を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢を整備することとする。</p> <p>2 協会員は、前項に定める一元的な管理態勢の整備を行うに当たり、以下の各号に掲げる措置を講ずるよう努めることとする。</p> <p>(1) テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の管理職レベルのコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置すること。</p> <p>(2) マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインを踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じること。</p> <p>(3) 適切な従業員の採用方針や利用者の受入れ方針を確立すること。</p> <p>(4) 必要な監査を実施すること。</p> <p>(5) 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、社内規則等を策定すること。</p> <p>(6) 従業員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用関連事案について適切な報告態勢を整備すること。</p> <p>(7) 銀行や他の資金移動業者との間でコルレス契約を締結するときは、利用者基盤、業務内容、現地における監督態勢、架空銀行(いわゆるシェルバンク)でないこと及び架空銀行との取引を行っていないことの確認等を通じて、当該相手方を適正に評価した上で契約の締結又は継続を行うための基準と手続を定めること。</p> <p>3 協会員は、前項第2号の措置を講じるため、以下の各号の項目のような対応を行う。</p> <p>(1) 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した特定事業者作成書面等を作</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>成し、定期的かつ適時に見直しを行うこと。特に、海外送金を行う協会員においては、取引に係る国・地域ごとのリスクを十分に評価しているか、外国人顧客の在留期限に応じたリスク評価を実施していること。</p> <p>なお、協会員は、代理店（例えば、資金移動業者が自ら経営する営業所でなく、資金移動業の一部を第三者に委託し、当該第三者が営む営業所など）を介した送金のリスク評価、非対面取引のリスク評価などについて留意しなければならない。</p> <p>(2) 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、顧客受入れ方針を策定するとともに、顧客管理や取引記録等の保存に関する具体的な手法を策定すること。また、策定した方針・手法については、定期的又はテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象を把握した際に見直しを行うこと。</p> <p>(3) 高リスク取引を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。確認記録及び取引記録等の正確性や適切性について適時に検証すること。</p> <p>(4) 特定事業者作成書面等に基づく顧客リスク評価に応じた頻度による顧客情報の調査等、継続的顧客管理の方針を策定し、確実に当該方針を実行すること。また、顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した際に、顧客リスク評価を見直すこと。</p> <p>(5) 取引時確認時等において、犯収法上の取引時確認義務の履行に加えて、我が国を含め関係各国による制裁リスト等を照合するなど、受け入れる顧客のスクリーニングを適切に行っていること。また、各種リスト更新時には再スクリーニングを実施すること。</p> <p>(6) 代理店管理において、各代理店はリスクに応じた継続的顧客管理措置等の実践が必要であり、それを資金移動業者が検証・評価する態勢を整備すること。また、資金移動業者は各代理店のリスク評価を行い、そ</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>のリスクに応じて管理態勢のモニタリングを行うこと。</p>	
<p>(取引時確認等の措置を行う態勢)</p> <p>第7条 協会員は、犯罪収益移転防止法に基づき取引時確認義務を負う場合において、適切に取引時確認等の措置を行うための態勢を整備しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項の態勢を整備するに当たっては、例えば、社内規則等において、以下の各号の項目を定めることが考えられる。</p> <p>(1) 取引時確認を行う手続</p> <p>(2) 取引時確認記録の作成、保存方法</p> <p>(3) 犯罪収益移転防止法に基づく取引記録の作成及び保存方法</p> <p>(4) 取引時確認情報について信ぴょう性、妥当性に疑いが生じたときの対応方法</p> <p>(5) 「疑わしい取引の届出」を行うに当たっての判断基準及び意思決定の態勢</p> <p>(6) 従業員が「疑わしい取引」を検出したときの対応方法（報告態勢を含む。）</p> <p>3 協会員は、取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されていることを確認することとする。また、協会員は、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオを適切に設定しなければならない。協会員は、届出をした疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切かも含め、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行うこととする。</p>	
<p>(犯罪行為が行われた疑いがある場合の取引停止等)</p> <p>第8条 協会員は、自らが提供している資金移動サービスについて、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があったことその他の事情を勘案して、犯罪行為が行われた疑いがある場合は、以下の各号に掲げる措置を採ることができる態勢を整備しなければならない。</p> <p>(1) 犯罪行為に利用された疑いのある為替取引を速やかに停止する措置</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(2) 為替取引のための口座を開設している者が当該口座開設に係る契約を犯罪行為に利用していると疑われる場合には、当該者に対する資金の払出しを停止する措置</p>	
<p>(経営管理)</p> <p>第9条 資金移動業が健全な発展を実現していくためには、経営陣自らが率先して法令等遵守態勢の整備等に努める等、利用者の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要である。そのため、経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、業務の適正な運営を確保するため、法令等の遵守をチェックする内部管理部門及び被監査部門とは独立して法令等の遵守をチェックする内部監査部門の機能を強化するとともに、反社会的勢力からの被害を防止するための対応態勢の構築や、利益相反が生じる可能性のある業務に係る内部牽制機能を充実させるなど、法令等遵守態勢の確立及び整備を経営上の最重要課題の一つとするものとする。</p> <p>特に、経営陣は、法令等に照らして重大な問題が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡、経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮及び再発防止のための改善策の策定や情報開示等について適切に対処する必要があることに留意することとする。</p> <p>2 協会員は、社内規則等において、例えば、以下の各号の項目について具体的内容を記載することが考えられる。</p> <p>(1) 法令等遵守及び適正な業務運営を経営の重要課題とした基本方針（ポリシー）</p> <p>(2) 経営陣の責務（特に、コンプライアンス態勢の構築）</p> <p>(3) 内部管理部門を担当する部署及び責任体制</p> <p>(4) 反社会的勢力への対応態勢の構築</p> <p>(5) 内部管理部門による検査、監視及び牽制態勢</p> <p>(6) 内部監査部門の整備、監査業務内容及び監査結果の処理（個人業者にあつては、業務を適切に遂行しているか検証するための</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>方法及び経営者の責任)</p> <p>(7) 法令等の違反など、重大な問題が発生した場合の社内態勢（経営陣への報告、関係当局への報告及び届出、事実関係の調査、利用者への対応、再発防止策の策定、情報開示、責任の明確化等を含む）</p>	
<p>(法令等遵守態勢の整備)</p> <p>第10条 利用者の利益の保護の観点から、以下の事項を確保するために内部管理態勢の確立及び整備を行うことを会社の基本方針として定めることとする。</p> <p>(1) 法令等遵守（コンプライアンス）</p> <p>(2) 適正な業務運営</p> <p>2 協会員は、法令等遵守態勢の整備を行うために、例えば、会社の意思決定機関において、以下の各事項を決定することが考えられる。</p> <p>(1) 内容に関する事項</p> <p>イ 基本方針（ポリシー）</p> <p>ロ 経営陣の責任あるコンプライアンス態勢の構築</p> <p>ハ 遵守すべき内容及び適正な業務運営に関する内容を具体的に定めた社内規則等及びマニュアル類</p> <p>ニ 社内規則等の違反があった場合の違反者に対する懲戒処分を定めた社内規則その他の実効性確保の措置</p> <p>(2) 組織（体制）に関する事項</p> <p>イ 法令等遵守に係る組織及び権限</p> <p>ロ 内部管理について責任を負うべき役員等の者及び事業所ごと又は特定された複数の事業所ごとの責任者</p> <p>ハ 内部監査について責任を負うべき役員等の者その他の機関</p> <p>(3) 以下の部門（担当者）の設置に関する事項</p> <p>イ 内部管理部門（担当者）（法令及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理を行う部門（担当者）をいう。）</p> <p>ロ 内部管理統括部門（担当者）（内部管理部門が複数存在する場合に、各業務の内部管理事項の統括を行うために必要に応</p>	<p>(法令等遵守態勢の整備)</p> <p>第4条 自主規制規則第10条第2項第2号及び第3号に定める部門及び担当者を決定する場合、複数の部門又は担当者を兼務すること妨げられないものとする。</p> <p>2 協会員は、自主規制規則第10条第2項第3号に基づき定める各部門に関して、それぞれ独立した部門を定めることができない場合には、担当業務と責任の明確化を定めることとする。</p> <p>3 自主規制規則第10条第2項第6号に定める改善策には、違反があったときや、モニタリング又は検査による問題点の指摘があった場合の改善策の策定に関する事項のほか、定期的改善のための自主的な見直しを含む。</p> <p>4 「体制」は、一般に「組織」を意味するが、「態勢」とは、組織すなわち「体制」を含むとともに、動的な手続や手順等の「プロセス」、更には、社内研修及び教育等に加え企業文化等の「環境」をも含む広い概念である（ただし、会社法等の法律においても、「体制」という用語が広く「態勢」の意味で用いられることもある。）。そのため、協会員は、「内部管理態勢」の確立及び整備は、単なる組織の整備のみではないことに留意する。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>じて定めることができる部門（担当者）をいう。）</p> <p>ハ 内部監査部門（担当者）（内部管理部門とは別に設置され営業部門から独立した検査、監査又は監督を行う部門（担当者）をいう。）</p> <p>(4) 行動計画等に関する事項</p> <p>イ 第1号及び第2号並びに第5号及び第6号の事項を実践するための行動計画及び行動規範</p> <p>ロ 本項の各事項を役職員に周知徹底するための措置</p> <p>(5) 評価及び検査等に関する事項</p> <p>イ 法令等遵守に係るモニタリング及び検査に関する事項</p> <p>ロ 内部監査部門の監査に関する事項</p> <p>(6) 上記各事項の改善策の策定</p> <p>3 協会員は、障害者への対応に当たって、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、以下の各号の対応を行う態勢を整備することとする。</p> <p>(1) 障害者差別解消法及び「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に則り適切な対応を行うこと。</p> <p>(2) (1)の対応の状況を把握及び検証し、対応を行う態勢の見直しを行うこと。</p>	
<p>(内部管理部門及び牽制態勢の整備)</p> <p>第11条 協会員は、各部門の業務に関して不適切な取扱いを確認した場合には、速やかに内部管理部門に報告が行われ、その報告内容を内部管理部門において調査することができる態勢を整備することとする。</p> <p>2 協会員は、利益相反が生じる可能性のある業務については、内部牽制を行うため、その態勢を整備する。</p>	<p>(内部管理部門及び牽制態勢の整備の留意点等)</p> <p>第5条 自主規制規則第11条第1項に定める内部管理に関する「態勢」の内容としては、例えば、以下のような事項を定めることが考えられる。</p> <p>(1) 各部門の業務に関して不適切な取扱いの有無について定期的に又は随時に報告を受け、その内容の調査を行う内部管理部門が定まっていること。</p> <p>(2) 各部門の担当者は、その業務に関して、不適切な取扱いが確認された場合は、内部管理担当者に対して報告を行わなければならない旨が文書又はメール等で各部門の職員に対して周知徹底されていること。</p> <p>(3) 内部管理担当者は、その部門の業務に関して、定期的に、不適切な取扱い等の有無</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>を内部管理部門に対して報告をしなければならない旨が文書又はメール等で各部門の職員に対して周知徹底されていること。</p> <p>(4) 前3号の事項に関し、社内規則等が設けられていること。</p> <p>2 自主規制規則第11条第2項に定める「利益相反が生じる可能性のある業務」とは、例えば、「営業部門」等の利益を確保する業務に対し「内部管理部門」等の利用者の利益保護を図る業務をいうものとする。</p> <p>3 協会員は、内部管理態勢を整備するに当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 営業部門（担当）と内部管理部門（担当）を同一の者又は機関が兼務することによって、内部牽制の機能が阻害されていないこと。</p> <p>(2) 営業部門（担当）と内部管理部門（担当）を同一の者又は機関が兼務する場合、営業部門（担当）と内部管理部門（担当）のそれぞれの役割を定めた社内規則等の策定に際し、兼務に係る留意事項を定めることとしていること。</p> <p>なお、協会員が小規模である場合などには、営業部門（担当）と内部管理部門（担当）との部門間の兼務が生じることは、もとより妨げられないと考えられる。</p>
<p>(内部管理部門による重大問題の報告等)</p> <p>第12条 協会員は、資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを役職員が確認した場合に、役職員が経営陣、内部管理部門及び内部監査部門に適切に報告をすることができる態勢を整備する。</p> <p>2 協会員は、問題に関与した部署から独立した内部監査部門が、速やかに事実関係（当該行為者の氏名、職名若しくは職歴、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間又は発覚の端緒等をいう。）の調査を行う態勢を整備することとする。</p> <p>3 協会員は、上記により確認された問題が法令等に照らして重要な問題と判断される場合は、速やかに監督当局に届け出る態勢を整備することとする。</p>	<p>(内部管理部門による重大問題の報告等)</p> <p>第6条 自主規制規則第12条第1項に規定される「資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」とは、例えば、以下のようなものが考えられる。</p> <p>(1) 資金移動に係る業務に関し、法令等に違反する行為</p> <p>(2) 資金移動に係る業務に関し、利用者の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等</p> <p>(3) 資金移動に係る業務に関し、利用者から告訴、告発され又は検挙された行為</p> <p>(4) その他資金移動に係る業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるも</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>4 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実が発覚した場合においては、警察等関係機関等への通報を直ちに行わなければならない。</p> <p>5 協会員は、上記により確認された問題について、発生原因の分析を行い、責任の明確化や再発防止策の策定が行われる態勢を整備することとする。</p> <p>6 協会員は、上記により確認された問題によって資金移動業の利用者に不利益等が生じるおそれがある場合には、利用者に対する必要な説明及び利用者からの問合せへの対応等を行うこととする。</p> <p>7 協会員は、第1項のうち、特に、内部通報又は報告を行った役職員が不利益を受けることがなく、これを保護する態勢を整備することとする。</p>	<p>の</p> <p>2 自主規制規則第12条第1項に規定される経営陣、内部管理部門及び内部監査部門への報告態勢としては、例えば、(1)内部管理担当者に報告する、(2)内部管理担当者が内部管理部門に報告する、(3)内部管理部門が内部監査部門及び経営陣に報告するというフローが考えられる。</p> <p>3 自主規制規則第12条第5項に基づく発生原因の分析及び責任の明確化並びに再発防止策の策定にあたっては、内部監査部門等の独立した部署による関与の下でこれを実施するものとし、かかる実施に際しては、例えば、以下の着眼点に基づき必要な検証を行うものとする。</p> <p>(1) 問題発覚後の対応の適切性 (2) 経営陣の関与及び組織的な関与の有無 (3) 利用者に与える影響 (4) 内部けん制機能の発揮の有無 (5) 再発防止策等の十分性 (6) 関係者に対する責任追及の明確性 (7) 利用者対応の適切性</p> <p>4 協会員は、自主規制規則第12条第1項に規定される事態の対応に伴い、同条第6項に基づき、利用者に対する説明や問い合わせへの対応等が必要となる場合は、例えば、以下に掲げる方法等により、利用者に対する説明や問い合わせへの対応等を適切に実施することが望ましい。</p> <p>(1) ポスターの掲出 (2) ウェブサイトへの掲載 (3) 専用電話窓口の設置</p> <p>5 自主規制規則第12条第7項は、公益通報者保護法が遵守される態勢が整備されていることを前提に、更に対象事項について、幅広く従業者の報告態勢の整備を求めるものである。</p>
<p>(内部監査態勢の構築等)</p> <p>第13条 協会員の経営陣は、資金移動に係る業務に関する内部監査の重要性を認識するとともに、例えば、以下の事項を考慮した上で、内部監査の目的を適切に設定することとする。</p> <p>(1) 被監査部門が法令等に則り、適切に業務</p>	<p>(内部監査態勢の構築等)</p> <p>第7条 自主規制規則第13条第4項の改善策の策定は、内部管理部門が所管し、経営陣が執行するものとする。</p> <p>2 協会員は、前項に基づき改善策を策定し、執行するに際しては、必要に応じて内部監査部門</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>を行っていること。</p> <p>(2) 被監査部門が、過去に指摘された問題について適切に業務を改善していること。</p> <p>2 協会の経営陣は、内部監査部門について、人事、設備及び予算等について、その機能が十分に発揮できる体制整備等を講じることとする。</p> <p>3 協会の内部監査部門は、監査対象店、対象業務や監査時期等を記載した監査計画を事業年度ごとに策定し、意思決定機関で決定することとする。</p> <p>4 協会の経営陣は、内部監査の結果に基づき改善策を策定し、実施する体制を定めることとする。</p> <p>5 協会は、内部監査部門を、営業部門及び内部管理部門のうち顧客対応を行う部署等、監査を受けるべき部門から独立した組織としなければならない。</p>	<p>と連携してこれを行うものとし、定期的に又は随時、内部監査部門による監査を実施するものとする。</p>
<p>(外部監査の利用)</p> <p>第14条 協会は、外部監査を利用する場合には、以下の事項を実践することとする。</p> <p>(1) 外部監査人に対して監査目的を明確に指示していること。</p> <p>(2) 監査結果を業務改善に活用するための態勢が整備されていること。</p>	<p>(外部監査の具体例)</p> <p>第8条 協会は、内部管理部門から独立した内部監査部門による監査に代えて、弁護士、公認会計士、税理士その他の者であって、資金移動に係る業務の法令等遵守及び適正な業務運営の確保を図るための監査を的確に行うことができる者と認められる者に外部監査を委託することができる。なお、この場合、協会は、事後検証等のため、契約書並びに監査方法及び監査結果等について、関係書類を適切に保存するものとする。</p>
<p>(重要問題の公表)</p> <p>第15条 協会は、業務方法の変更や重要問題の発生等において、利用者の利益の保護のために必要がある場合には、速やかに、対象となる情報を公表することとする。</p>	<p>(重要問題の公表)</p> <p>第9条 協会は、自主規制規則第15条に定める情報の公表方法を定めるに当たっては、例えば、以下に掲げる点に留意するものとする。</p> <p>(1) 迅速に公表されること。</p> <p>(2) 公表する情報は、利用者に必要な情報が分かりやすく表示され、また、利用者からの問い合わせに対し十分な説明を行うこと。</p> <p>2 前項に定める情報開示に当たり、例えば、以下の方法を用いて実施することが望ましい。</p> <p>(1) ポスターの掲出</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>(2) ウェブサイトへの掲載 (3) プレスリリースの実施</p> <p>3 第1項の情報開示に際し、苦情等を受け付ける専用電話窓口を定めることが望ましい。なお、専用電話窓口においては、新たな電話窓口を設置することを求めているものではない。</p>
<p>第3章 システムリスク管理等</p> <p>(システムリスク管理)</p> <p>第16条 協会員は、その有するシステムについて、コンピュータシステムのダウン又は誤作動のシステムの不備、サイバーセキュリティ事案等に伴い、利用者や資金移動業者が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や資金移動業者が損失を被るリスク(以下「システムリスク」という。)を認識し、システムの安全かつ安定的稼働のため、以下の措置を講じる。</p> <p>なお、以下の措置のうち、態勢整備に関する態勢とは、資金移動業者の規模、資金移動業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性に応じた態勢をいう。</p> <p>(1) 協会員が営む資金移動業に係る業務におけるシステムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、以下の方針を含むリスク管理の基本方針を策定すること</p> <p>イ セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)</p> <p>ロ 外部委託先に関する方針</p> <p>(2) コンピュータシステムのネットワーク化により、システムリスクが顕在化した場合にその影響が広域化・深刻化する傾向にあり、経営に重大な影響を与える可能性があることを踏まえ、客観的な水準が判定できるものを根拠として、システムリスク管理態勢の整備を行うこと。また、統合された複数のサービスの一部として資金移動業に係る業務を提供する場合、これら複数のサービス全体のシステムを踏まえたシステムリスク管理態勢を整備すること。</p>	<p>第3章 システムリスク管理等</p> <p>(システムリスク管理のセキュリティ水準)</p> <p>第10条 協会員は、その提供するサービスの態態に応じたセキュリティ水準で態勢整備を行う。</p> <p>(サイバーセキュリティ事案の定義)</p> <p>第10条の2 自主規制規則第16条本文にいうサイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</p> <p>(リスク管理の基本方針)</p> <p>第11条 自主規制規則第16条第1号にいうリスク管理の基本方針の策定においては、例えば、以下の事項を考慮して、安全管理する情報の適用範囲及び境界を定義する。</p> <p>(1) 協会員の資金移動業に係る事業 (2) 体制 (3) 所在地 (4) 資産 (5) 技術の特徴</p> <p>2 自主規制規則第16条第1号にいうリスク管理の基本方針の項目として、前項の適用範囲のほか、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <p>(1) 資金移動業に係る事業における要求事項 (2) 法令又は規制による要求事項 (3) 契約上のリスク管理義務 (4) システムリスク管理の確立・維持体制 (5) リスクアセスメントの方針(基準や取り組み方など)</p> <p>3 代表取締役は、例えば、文書化されたリスク</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(3) システム障害の把握、分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、システムリスク管理態勢の見直しを継続的に実施すること</p> <p>(4) システムリスク管理部門により定期的又は適時にリスクを洗い出し、評価及び対応策を検討すること</p> <p>(5) 情報セキュリティ管理として、情報資産を適切に管理するための方針策定、組織体制や社内規程、内部管理態勢の整備など次条に定める措置を講じること</p> <p>(6) サイバーセキュリティ管理として、サイバー攻撃に備えて、第16条の3に定める対策を講じること</p> <p>(7) システムの企画・開発・運用管理において、開発計画、計画の進捗管理、テスト実施に関する適切な手続を定めるとともに、専門性を持った人材の確保、育成に努めること</p> <p>(8) システム部門から独立しシステム監査に精通した要員を備えた内部監査部門が、定期的に、システム監査に精通した要員によるシステムリスクに関する業務全体を対象とする監査（重要な外部委託先に対する監査を含む。）を行い、監査の結果を取締役会へ報告すること</p> <p>(9) システムに係る外部委託業務及びシステム関連事務を外部委託する場合について、適切なリスク管理</p> <p>(10) 客観的な水準が判定できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠として、コンティンジェンシープランを策定し、緊急時態勢（サービスの提供元やシステムの連携先との連絡体制を含む。）を構築すること</p> <p>(11) システム障害が発生した場合に、利用者に無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じるため、果たすべき責任や採るべき対応について、具体的に定めるとともに、代表取締役自らが指揮を執る訓練を行うこと</p>	<p>管理の基本方針に署名する等してコミットした証拠を示すことが考えられる。</p> <p>(システムリスク管理態勢の整備)</p> <p>第12条 自主規制規則第16条第2号にいうシステムリスク管理態勢の整備とは、組織の規模や体制等に応じて、例えば、システム、データ、ネットワークの管理態勢を統括する安全管理者として、システムリスク管理の責任者等を定め、その職務範囲と権限及び責任について定めること等が考えられる。なお、システムを統括管理する役員を定める場合には、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。</p> <p>2 自主規制規則第16条第2号にいう「統合された複数のサービスの一部として資金移動業に係る業務を提供する場合」とは、協会員の提供するアプリケーションその他のシステムが資金移動業に係るサービスのみならず、他のサービス（サービス提供者が自社又は他社であるかを問わない。）と連携する場合等が考えられる。</p> <p>3 インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合（スマートフォン等を用いて資金移動業に係るサービスを提供する場合を含むがこれに限られない。）には、自主規制規則第16条の3第2項第6号及び第7号並びに協会ガイドライン第13条第5号に規定する措置のほか、取引のリスクに見合ったシステムリスク管理の一環として、例えば、以下に定める措置を講じることが考えられる。</p> <p>(1) 1回当たりの資金移動業のチャージ金額や利用金額の上限設定に際して、システムリスクを考慮すること</p> <p>(2) 一の利用者による複数のアカウント保有を禁止すること</p> <p>(システムリスク管理態勢の見直し)</p> <p>第12条の2 自主規制規則第16条第3号に基づくシステムリスク管理態勢の見直しをするタイミングとしては、組織の規模や体制等に応じて、例えば、以下のような場合が考えられる。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>(1) 新しいシステム及びサービスの導入時</p> <p>(2) 他社のサービスやシステムとの連携時</p> <p>(3) 既存のシステム及びサービスに対して定期、不定期</p> <p>(4) セキュリティ関連文書に変更があった場合</p> <p>(5) 異動等により人員の配置変更があった時</p> <p>(システムリスクの評価)</p> <p>第12条の3 自主規制規則第16条第4号については、例えば、以下のような措置が考えられる。</p> <p>(1) 多様なサービスやシステム（外部事業者が提供するものも含む。）と連携した、高度・複雑な情報システムを有している場合には、システムリスクに、以下のようなものを含めること</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 多様なサービスやシステムを利用することによって生じるリスク</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 取引の急増への対応など、多様なサービスやシステムと連携することによって生じるリスク</p> <p>(2) 取引の急増が想定される場合には、システム連携を行う他社と想定取引件数などを事前に連携し、必要な対策を講じること</p> <p>(3) 1日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値（例えば、システム障害を発生させるおそれのある制限値を意味する。）を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討すること</p> <p>(4) 新サービスの導入時、サービス内容の変更時又は他社のサービス及びシステムとの連携時には、ユーザー部門（当該サービスの担当部署）と連携し、システム管理部門が当該サービスに関連するシステムの評価を実施すること</p> <p>(システムの企画・開発・運用管理)</p> <p>第13条 自主規制規則第16条第7号については、例えば、以下のような点に留意することが考えられる。</p> <p>(1) 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>計画的に行うこと</p> <p>(2) システムの企画・開発に当たっては、経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、取締役会の承認を受けた中長期の開発計画を策定すること</p> <p>(3) 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールを明確に定めること</p> <p>(4) 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づく進捗管理を行うこと</p> <p>(5) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、システム設計／開発段階に関わる規程に、例えば、以下のようなセキュリティに係る事項を含めること</p> <p>イ 具体的なセキュリティ要件を明確化すること</p> <p>ロ セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと</p> <p>ハ 他社のシステムと連携する場合には、連携する部分を含めサービス全体を踏まえたセキュリティ設計を行うこと</p> <p>(6) 他社のシステムと連携する場合や、多数の利用者が資金移動業のシステムを利用することが見込まれる場合には、システム全体の品質を確保するために、例えば、以下の観点を含めた規程や方針等を策定し、適切に実施すること</p> <p>イ 品質を確保するためのテスト実施方針を定めること</p> <p>ロ システムのパフォーマンス・キャパシティ管理において、他社事例を踏まえ、取引の急増を想定した計画とし、しきい値を設定すること（大規模な販売促進活動を行う等、一時的な取引件数の増加が見込まれる場合を含む。）</p> <p>ハ 各種資源の性能や容量の限界を考慮した、監視項目の設定や負荷状態の監視、必要に応じた制御を行うこと</p> <p>ニ システム開発時にシステムの制限値を把握すること</p> <p>(7) システム開発のテストに当たっては、ユーザー部門と連携して十分なテストを行う</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>こと。また、他社のシステムと連携する場合には、連携する部分を含めサービス全体を踏まえた統合テストを実施すること</p> <p>(8) 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を有する人材の確保に努めるとともに、かかる人材育成のための計画を策定・実施すること</p> <p>(システム監査)</p> <p>第14条 自主規制規則第16条第8号については、外部監査人によるシステム監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用することができる。</p> <p>2 内部監査部門の選定基準については、組織の規模や体制等に応じて、例えば、以下の点が考えられる。</p> <p>(1) 外観上の独立性</p> <p>(2) 精神上的独立性</p> <p>(3) 職業倫理と誠実性</p> <p>3 内部監査については、例えば、以下のような文書で管理することが考えられる。</p> <p>(1) 内部監査基本計画（対象、目的、管理体制及び期間又は期日）</p> <p>(2) 内部監査実施計画（実施時間、実施場所、実施担当者及び監査手法）</p> <p>(3) 内部監査報告書</p> <p>4 代表取締役は、例えば、内部監査報告書に署名する等、コミットした証拠を示すことが考えられる。</p> <p>5 システム関係に精通した要員とは、例えば、システム監査に係る資格を保有している者又は同等の能力を有する要員であることが望ましい。</p> <p>(システムに係る外部委託)</p> <p>第15条 システム関連事務を外部委託する場合は、自主規制規則第20条に定めるところに従う。</p> <p>2 クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合（外部委託先に該当しない外部サービスを利用する場合を含む。）には、例えば、以</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>下の点を実施するなど、利用するサービスに応じたリスクを検討し、必要な対策を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要なデータを処理・保存する拠点の把握 (2) 監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映 (3) 保証報告書、第三者認証等の確認・評価 (4) クラウド特有のリスクの把握 <p>(コンティンジェンシープランの策定)</p> <p>第16条 自主規制規則第16条第10号におけるコンティンジェンシープランの策定に際しては、客観的な水準が判断できるものを根拠とすることとし、組織の規模や体制等に応じて、例えば、以下のような内容が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急事態（災害によるものだけでなく、協会の内部又は外部に起因するシステム障害等、サイバー攻撃、災害、パンデミック、情報漏えい等も含む。）を想定し、自社の業務や各種施設に対してどのような影響が起こるかの評価（バッチ処理が大幅に遅延した場合などのリスクシナリオを含む。） (2) 緊急時における業務の継続の優先順位の評価 (3) 緊急事態の発生地点及び対策本部における緊急時対応組織の体制（コンティンジェンシープラン発動権限も含む）や要員の明確化 (4) 緊急事態発生時における、職員の安全確保、資産の保全、被災状況及びシステム障害状況の把握等の措置の明確化 (5) 業務、サービスの中断あるいは中断による損失を極小化するために、業務の通常的な継続が困難な緊急事態のもとで、重要と判断される業務の暫定的継続を図るために必要な措置の明確化 (6) 早期に事態を収拾して、平常業務への復旧を図るために必要な措置の明確化 (7) 緊急時における要員の移動、機器等の物資の搬送手段及びルート決定 (8) プランの維持管理体制の確立を行い、定期的な訓練の実施（重要度やリスクに応じ

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>て、外部委託先やシステムの連携先等と合同で実施すること）とその結果に基づくプランの見直し等の維持管理の明確化</p> <p>2 協会員は、他の資金移動業者におけるシステム障害事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえた想定シナリオの見直しを適宜行う。</p> <p>3 協会員は、業務への影響が大きい重要なシステムについて、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備する。</p> <p>(システム障害等発生時の対応)</p> <p>第17条 自主規制規則第16条第11号に基づいて、あらかじめ定める事項として、例えば、以下の項目が考えられる。</p> <p>(1) 外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統の定め（関係業務部門及びシステムの連携先への情報提供方法や内容を含む。）</p> <p>(2) 最悪のシナリオを想定し、当該シナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢</p> <p>(3) システム障害等の発生時における応援体制として、ノウハウ・経験と有する人材の事前登録</p> <p>2 協会員は、システム障害等が発生した場合には、必要に応じて、以下の措置を採ることとする。</p> <p>(1) 必要に応じ、障害等の内容、発生原因、復旧見込み等の公表（ホームページ等の公表のみならず、スマートデバイス等を通じて利用者等に直接通知することが可能な場合は、併せて利用者等に直接通知すること）、利用者からの問い合わせへの的確な対応（コールセンターの設置等）、認定資金決済事業者協会への対応依頼</p> <p>(2) 障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等の措置</p> <p>3 協会員は、システム障害等の発生に備え、例えば、以下のような措置を講じることが考えられる。</p> <p>(1) システム障害等の原因等の定期的な傾向分析とそれに応じた対応策の検討</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>(2) システム障害等の影響を極小化するために、障害箇所を迂回する（例えば、バッチ処理に障害が発生した場合に、障害箇所を切り離して後続の処理を進める等）などのシステム的な仕組みの整備</p> <p>(システム障害等発生時の当局への報告等)</p> <p>第17条の2 協会員は、その原因の如何を問わず、資金移動業者等が現に使用しているシステム、機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、以下に挙げるコンピュータシステムの障害若しくはサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という）の発生又は発生可能性を認識次第、直ちに、その事実を財務局に報告するとともに、「障害等発生報告書」（事務ガイドライン別紙様式1）にて財務局に報告する。</p> <p>(1) 資金移動に関する業務に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>(2) その業務上、上記に類すると考えられるもの</p> <p>(3) サイバー攻撃の予告、サイバー攻撃の検知、取引件数の急激な増加によるシステム能力の逼迫、システム機器の損傷等に伴うシステムの縮退運転等により、利用者や業務に影響を及ぼす又は及ぼす可能性が高いと認められるとき</p> <p>2 前項の規定は、一部のシステム、機器に前項に定めるコンピュータシステムの障害等の影響が生じても他のシステム、機器が速やかに交替することで実質的には当該影響が生じない以下のような場合には、適用しない。</p> <p>(1) 一部の店舗においてシステム障害等により資金の受け払いができなくなった場合であっても、近隣店舗（ウェブサイト上の店舗についてはその他の店舗）によって対応が可能なとき。</p> <p>(2) システム障害等によって一時的にサービスが停止するとしても、早期復旧が可能であるとき。</p> <p>(3) 一部の決済手段においてシステム障害等により資金の受け払いができなくなった場合であっても、当該決済手段以外の決済手</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>段によって対応が可能などとき。</p> <p>3 協会員は、本条第2項第1号及び第2号の障害等から復旧したとき、及び原因が解明されたときには改めてその旨報告をする。なお、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。</p>
<p>(情報セキュリティ管理)</p> <p>第16条の2 協会員は、情報資産を適切に管理するため、以下の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 情報資産を適切に管理するための方針の策定、組織態勢の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備</p> <p>(2) 他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図ること</p> <p>(3) 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理すること。また、その管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括していること</p> <p>(4) コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施すること</p> <p>(5) 利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理すること</p> <p>(6) 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施し、重要度やリスクに応じた情報管理ルールを策定すること</p> <p>(7) 利用者の重要情報について、不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入すること</p> <p>(8) 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールや、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めること</p> <p>(9) 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討して、より厳格な取扱いをす</p>	<p>(利用者の重要情報の洗い出し)</p> <p>第18条 自主規制規則第16条の2第5号に定める利用者の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲とする。</p> <p>(1) 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ</p> <p>(2) 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ</p> <p>(3) 外部委託先・システムの連携先に移送・移転されたデータ</p> <p>(情報管理ルールの策定)</p> <p>第18条の2 自主規制規則第16条の2第6号に基づき策定する情報管理ルールには、以下の内容を含むものとする。</p> <p>(1) 情報の暗号化、マスキングのルール</p> <p>(2) 情報を利用する際の利用ルール</p> <p>(3) 記録媒体等の取扱いルール</p> <p>(不正アクセス等の牽制、防止する仕組みの内容)</p> <p>第18条の3 自主規制規則第16条の2第7号に定める不正アクセス等の牽制、防止する仕組みは、以下の内容を含むものとする。</p> <p>(1) 部署又は拠点（海外を含む。）の役割に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与</p> <p>(2) 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与</p> <p>(3) アクセス記録の保存、検証</p> <p>(4) 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、組織の規模や体制等に応じて、例えば、以下の対応を行うこ</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>ること</p> <p>(10) 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直すこと</p> <p>(11) セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行うこと</p> <p>(12) 定期的に、データのバックアップを取るなど、データがき損した場合に備えた措置を取ること</p>	<p>とが考えられる。</p> <p>(1) 重要情報についての以下のアクセス権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> イ アクセス権限所有者の特定 ロ パスワードが他人に知られないための注意喚起等の措置 ハ アクセス権限付与の手續及び見直手續の明確化 <p>(2) データファイルに不整合が生じた場合のデータファイルの修正及び管理について、修正作業の依頼・承認及び処理手續の明定、及び結果の確認、検証</p> <p>(3) バックアップを取得する際の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 回復に要する時間及びその間の影響を考慮した、取得サイクルの定め ロ バックアップが正常に取得できていることの確認 <p>(機密情報の定義)</p> <p>第18条の4 自主規制規則第16条の2第8号に定める機密情報とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。</p>
<p>(サイバーセキュリティ管理)</p> <p>第16条の3 協会員は、サイバーセキュリティについて、経営陣は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し、必要な体制を整備する必要がある。</p> <p>2 協会員は、サイバーセキュリティ管理として、以下の措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織体制の整備、社内規程の策定のほか、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を図ること (2) サイバー攻撃に備え、多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じること (3) サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するためも措置を講じること (4) システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じること 	<p>(サイバーセキュリティ管理態勢の整備)</p> <p>第18条の5 自主規制規則第16条の3第2項第1号に定めるサイバーセキュリティ管理態勢は、以下の内容を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) サイバー攻撃に対する監視体制 (2) サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 (3) 組織内 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 (4) 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 <p>(多段階のサイバーセキュリティ対策)</p> <p>第18条の6 自主規制規則第16条の3第2項第2号に定める多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御とは、以下の内容が講じられたものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ファイアウォール、WAFの設置、抗ウ

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(5) サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図ること</p> <p>(6) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入すること。また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式の見直しを行うこと</p> <p>(7) インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、業務に応じた不正防止策を講じること</p> <p>(8) サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施すること。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加すること</p> <p>(9) サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施すること</p>	<p>イルスソフトの導入、不正侵入検知システム、不正侵入防止システムの導入等の入口対策</p> <p>(2) 特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、本番システム（サーバー間）のセキュア化（パケットフィルタや通信の暗号化）、開発環境（テスト環境を含む。）と本番システム環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離等の内部対策</p> <p>(3) 通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等の出口対策</p> <p>（サイバー攻撃による被害拡大防止措置） 第 18 条の 7 自主規制規則第 16 条の 3 第 2 項第 3 号に定めるサイバー攻撃による被害の拡大を防止するための措置には、以下の内容を含むものとする。</p> <p>(1) 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 (2) DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 (3) システムの全部又は一部の一時停止</p> <p>（認証方式の導入） 第 18 条の 8 自主規制規則第 16 条の 3 第 2 項第 6 号に定める取引のリスクに見合った適切な認証方式とは、例えば、以下の内容が考えられる。なお、電話番号、メールアドレス、パスワードなど認証に利用される情報の登録・変更堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する。</p> <p>(1) 可変式パスワード、生体認証、電子証明書等実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 (2) 取引に利用しているパソコン・スマートデバイス等別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 (3) ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用（同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意すること。） (4) 特定の端末のみを利用可能とする端末認証機能</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>(不正防止策の策定)</p> <p>第18条の9 自主規制規則第16条の3第2項第7号に定める業務に応じた不正防止策とは、例えば、以下の内容が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正なIPアドレスからの通信の遮断 (2) 利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置 (3) 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者連絡する体制の整備 (4) 不正が確認されたIDの利用停止 (5) 前回ログイン(ログオフ)日時の画面への表示 (6) 取引時の利用者への通知
<p>(帳簿管理)</p> <p>第17条 協会員は、以下の帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金移動業の種別ごとの取引記録 (2) 総勘定元帳 (3) 資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合にあっては、顧客勘定元帳 (4) 各営業日における資金移動業の種別ごとの未達債務の額及び要履行保証額の記録 (5) 利用者に対して有する為替取引に関する債権の額を控除した額を未達債務の額としている場合にあっては、各営業日における資金移動業の種別ごとの次に掲げる額の記録 <ol style="list-style-type: none"> イ 各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額 ロ 各利用者に対して有する為替取引に関する債権の額 (6) 第一種資金移動業を営む場合であって、当該場合に適用される特則により算出した額を未達債務の額としている場合にあっては、履行完了額算出時点を未達債務算出時点とみなして算出した額及び上記特則により算出した額を上回る額の記録 (7) 各算定日における資金移動業の種別ご 	<p>(帳簿管理)</p> <p>第19条 自主規制規則第17条第2項第1号にいう社内規則等には、協会員は、外貨建送金を請け負った場合には、当該送金に係る未達債務の額については、未達債務を算出する営業日における対利用者直物電信売相場と対利用者直物電信買相場の以下の仲値により、本邦通貨に換算して算出した上で、帳簿書類に記載することを定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金移動業者の主たる取引金融機関のもの (2) その他合理的なものを継続して使用している場合 <p>2 自主規制規則第17条第2項第4号にいう未達債務の移転、消滅に関し、協会員は、遅くとも資金移動業者(その業務委託先を含む)が利用者から資金を受領した時点においては未達債務の発生を認識する。</p> <p>3 自主規制規則第17条第2項第4号にいう未達債務の移転、消滅に関し、協会員は、受取人が以下の各号のいずれかの方法により、現実に資金を受け取るまでは、送金人に対して債務を負っていることに留意する必要がある。なお、資金移動業者が受取人との間で、約款等により別途の定めをしている場合には、約款等の記載に従い資金移動業者の債務の相手先は送金人から受取人に移転することとなる。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>との要供託額の記録</p> <p>(8) 履行保証金を供託している場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金の額の記録</p> <p>(9) 信託契約資金移動業者である場合にあっては、各算定日における資金移動業の種別ごとの信託財産の額の記録</p> <p>(10) 預貯金等の管理を行っている資金移動業者である場合にあっては、次に掲げる記録</p> <p>イ 各営業日における第三種資金移動業の各利用者に対して負担する為替取引に関する債務の額の記録</p> <p>ロ 各営業日における預貯金等管理の方法により管理する金銭の額の記録</p> <p>ハ 預貯金等管理監査の結果に関する記録</p> <p>2 協会員は、資金移動業に係る帳簿書類の管理について、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 法定帳簿の作成について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等による周知徹底</p> <p>(2) 法定帳簿のデータファイルのバックアップの定期的な実施等、法定帳簿が毀損された場合には速やかに利用者ごとの未達債務の額を把握、復元できる態勢の整備</p> <p>(3) 帳簿の記載内容の正確性について、内部監査部門等、帳簿作成部署以外の部門における検証</p> <p>(4) 以下の各場合における時点を含む、未達債務の発生、移転、消滅の認識する時点に係る考え方を定めた上で、当該考え方に則り適切に認識するための態勢の整備</p> <p>イ 国際送金を行う場合には、債務の相手方が国内にある利用者から海外にある利用者に移転する時点</p> <p>ロ 為替取引に係る支払を他の資金移動業者等に委託する場合には、未達債務が当該他の資金移動業者等に移転する時点</p> <p>3 帳簿の保存期間は、帳簿の閉鎖の日から、第1項第1号から第3号までに掲げる帳簿書類については、少なくとも10年間、第1項第4号から第10号までに掲げる帳簿書類につい</p>	<p>(1) 受取人に対する現金の交付</p> <p>(2) 受取人が口座を有する銀行等（外国においてこれらに相当する者を含む。）の当該預金口座への着金</p> <p>(3) 受取人が資金移動業者から物品を購入、役務の提供を受ける場合における代金支払への充当</p> <p>(4) 受取人からの当該資金の第三者への送金指図（なお、この場合には、当該受取人を送金依頼人とする未達債務が発生することに留意する必要がある。）</p> <p>4 次に掲げる場合についても前項各号の場合と同様である。</p> <p>(1) 商品代金の支払に受領した資金を充てること。</p> <p>(2) 前払式支払手段の発行の対価に受領した資金を充てること。</p> <p>5 自主規制規則第17条第1項第6号の特例とは、協会員が第一種資金移動業を営む場合であって、未達債務として算出した額（第一種資金移動業に係るものに限る。）が履行完了額算出時点（未達債務算出時点から供託期限までの間で当該資金移動業者が定める時点をいう。）を未達債務算出時点とみなして未達債務として算出した額を上回るときを意味する。</p> <p>6 国際送金を行う場合、資金移動業に関して資金移動業者が負っている債務のうち、海外にある利用者に対して負っている債務は、未達債務に計上しないことができるが、当該取扱いが認められるためには、以下のような態勢を整備することが必要となる。</p> <p>(1) 利用者ごとの居住地（国内か海外か）の確認</p> <p>(2) 区分の基準の明確化</p> <p>(3) 帳簿上の当該基準に従った区分</p> <p>7 為替取引に係る支払を他の資金移動業者、送金業者（外国において、資金移動業を営んでいる者（資金移動業者を除く）をいう。）に委託する場合であっても、原則として、受取人が当該委託先から現実に資金を受け取る時点まで当該為替取引に係る未達債務は消滅しない。ただし、受取人が当該委託先との間で為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>ては少なくとも5年間とする。</p>	<p>約を締結している場合であって、かつ、当該委託先が受取人に対して債務を負担することとなる場合には、当該委託先が当該受取人に対して債務を負担した時点で、当該為替取引に係る未達債務は消滅するものとする。</p>
<p>(利用者情報管理) 第18条 協会員は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（以下、併せて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針（以下「実務指針」という。）に従い、以下の措置を講じる。なお、金融分野において特に厳格な措置が求められる事項等について金融分野ガイドライン及び実務指針が適用され、これらにおいて特に定めのない部分については、保護法ガイドラインが適用される。</p> <p>(1) 利用者に関する情報の取扱い、特に当該情報の他者への伝達手続及び他者からの当該情報の受領手続について、具体的な取扱い基準を定めること、及び役職員への周知徹底</p> <p>(2) 協会員が他業を兼業する場合、資金移動業で得た利用者情報が利用者の同意なく兼業業務に流用されることのない態勢の整備</p> <p>(3) 利用者情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による利用者情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスからの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、利用者に関する情報の管理状況を適時、適切に検証できる態勢の整備</p>	<p>(外国にある第三者への業務委託や業務提携を行う場合) 第19条の2 協会員は、外国にある第三者への業務委託や業務提携を行う場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について確認を行った上で、業務委託や業務提携等に関し適切な個人情報の管理を行う態勢整備を行わなければならない。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(4) 利用者情報の安全管理に係る以下の措置 イ 金融分野ガイドライン第8条の規定に基づく措置 ロ 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置</p> <p>(5) 利用者情報の取扱いに関する従業員の監督に係る以下の措置 イ 金融分野ガイドライン第9条の規定に基づく措置 ロ 実務指針Ⅱの規定に基づく措置</p> <p>(6) 利用者情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者への連絡、関係当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢の整備</p> <p>(7) 利用者情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督（再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等についての事前報告又は承認手続などの再委託以降の委託先の監督も含む。）について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置及び実務指針Ⅲの規定に基づく措置</p> <p>(8) 利用者情報の適切な取扱いを確保するために協会で主催する研修又は同等の内容の研修に役職員の定期的な参加</p>	
<p>(特別の非公開情報の取扱い) 第19条 協会員は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する以下の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を取り扱うときは、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じる。</p> <p>(1) 人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報</p> <p>(2) 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>(3) 民族に関する情報</p> <p>(4) 性生活に関する情報</p> <p>(5) 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</p>	<p>(特別の非公開情報の取扱い) 第20条 自主規制規則第19条に挙げられている特別の非公開情報（以下「機微情報」という。）について講じる措置では、組織の規模や体制等に応じて、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、廃棄・消去の各段階において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」のⅠ-2及び別添1に掲げる措置</p> <p>(2) 機微情報の取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信の、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第5条第1項各号に定める場合の限定</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(6) 個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</p> <p>(7) 犯罪により害を被った事実に関する情報</p> <p>(8) 社会的身分に関する情報</p>	<p>(3) 各管理段階において取扱者、アクセス権限の設定は必要最小限に限定するとともに、廃棄・消去以外の各段階においては、それを担保するアクセス制御</p> <p>(4) 取得・入力及び利用・加工の段階に当たっては、本人同意が必要である場合には、機微情報の利用目的及び利用範囲について本人に明示し、同意を得ること</p>
<p>(事務リスク管理)</p> <p>第19条の2 協会員は、協会員の遂行する資金移動業の内容、規模、特性などに応じて、資金移動業に係る業務によって生じる事務リスク（資金移動業に係る業務に従事する役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは、事故、不正等を起こすことにより、協会員が損失を被るリスクをいう。以下同じ。）を適切に管理するための内部管理態勢を構築しなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項に基づく内部管理態勢の構築に当たっては、協会員の役職員に対して事務リスクを軽減することの重要性を認識させた上で、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じなければならない。</p> <p>3 協会員は、事務リスクに関する定期的なレビューを行い、新たなリスクを認識する等対応が必要な場合は、前条に基づき整備した内部管理態勢の見直しを行わなければならない。</p> <p>4 協会員は、内部監査部門等をして、前2条に規定する態勢の構築、運用及び見直しが適切に行われているかを監査しなければならない。</p>	<p>(事務リスク管理)</p> <p>第20条の2 自主規制規則第19条の2に規定する内部管理態勢の構築にあたっては、協会員の遂行する資金移動業の内容、規模、特性などに応じて個別具体的に判断されるべきものであるが、例えば、以下のような措置を講じることが考えられる。</p> <p>(1) 事務リスクの管理責任部門の設置</p> <p>(2) 資金移動業に係る業務に関する事務処理についての社内規程及び事務マニュアルの策定及び周知</p> <p>(3) 事務部門における内部けん制機能の確保</p>
<p>(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)</p> <p>第20条 協会員は、その業務を第三者に委託する場合（システム子会社に委託する場合を含む。また、二以上の段階にわたる委託を含む。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための、以下の項目を含む措置</p> <p>イ 委託先の選定基準を定め、これに基づく委託先の評価・選定</p>	<p>(委託先管理措置を講じる範囲)</p> <p>第21条 協会員は、形式上、外部委託契約が結ばれていなくとも、その実態において外部委託と同視しうる場合や、当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も、自主規制規則第20条及び第21条に定める措置を講じる。</p> <p>(目的、範囲の明確化)</p> <p>第22条 協会員は、資金移動業に係る業務の外部委託を行う場合、例えば、事前に以下の事項を明確にすることが考えられる。</p> <p>(1) 委託目的</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>ロ 委託契約において外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めること</p> <p>ハ 外部委託業務について、リスク管理を行う体制やリスクが顕在化したときの対応などを規定した社内規則等の制定</p> <p>ニ 外部委託先における顧客データの運用状況を監視・追跡できる態勢の整備</p> <p>ホ 役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等の実施による周知徹底</p> <p>(2) 委託先における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、委託先が当該業務を適正かつ確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための、以下の項目を含む措置</p> <p>イ 委託先における法令等遵守体制、協会員のセキュリティポリシー遵守体制及び個人情報保護体制について、外部委託先の要員にルール遵守を義務づけ、教育及び監査</p> <p>ロ 委託した業務内容を確認するため、協会員と外部委託先の両者により構成される業務組織の整備を行い、聴取、報告等により委託先の管理状況を把握する等、委託契約に基づく管理、検証</p> <p>ハ 外部委託により、協会員の監督当局に対する検査や報告命令、記録の提出などの義務の履行等を妨げないよう、必要な措置</p> <p>ニ 顧客との現金の受け払いを委託する場合には、委託先が顧客との現金の受け払いを行った際に、速やかに当該現金の受け払いに係る未達債務の増減を把握できる措置</p> <p>(3) 利用者等から委託元である協会員への直接の連絡体制を設けるなど、委託先が行う資金移動業に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な相談態勢の整備</p> <p>(4) 委託先が当該業務を適切に行うことがで</p>	<p>(2) 委託業務範囲</p> <p>(3) 委託形式</p> <p>(4) 委託期間</p> <p>(5) 委託費用</p> <p>(6) リスクの管理方法</p> <p>(7) 委託先の選定条件</p> <p>(8) 外部委託に関する自社窓口と役割</p> <p>(選定手続の明確化)</p> <p>第23条 協会員は、外部委託先の選定手続を明確にし、例えば、委託業者を以下の項目等に照らし客観的に評価することが考えられる。</p> <p>(1) 安定性（財務内容）、健全性</p> <p>(2) 組織体制（コンプライアンス体制含む）</p> <p>(3) 信頼度及び受託実績</p> <p>(4) 技術レベル</p> <p>(5) 委託費と支払条件</p> <p>(6) セキュリティ対策の実施状況（機密保護状況含む）</p> <p>(7) 問題発生時の対応力</p> <p>(8) 保守体制等</p> <p>(9) 各種公的認証の取得状況</p> <p>(委託契約)</p> <p>第24条 協会員は、以下の事項を委託契約に含める。</p> <p>(1) サービス提供に際して、委託元である協会員の名称を表示すること</p> <p>(2) 委託業務の範囲に関する事項</p> <p>(3) 委託手数料の決定及び支払に関する事項</p> <p>(4) 委託業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項</p> <p>(5) 営業用の施設及び設備の設置主体等</p> <p>(6) 委託先が法令等を遵守すること</p> <p>(7) 利用者の本人確認に関する態勢を整備すること</p> <p>(8) 疑わしい取引に関する態勢を整備すること</p> <p>(9) 協会員による委託先の委託業務の実施状況（利用者データの運用状況を含む。）の定期的ないし必要に応じた確認に応じること</p> <p>(10) 利用者の保護を図るために必要がある場合を条件として、委託契約を変更又は解</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>きない事態が生じた場合には、資金移動業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための、以下の項目を含む措置</p> <p>イ 協会員と利用者との間の権利義務関係を維持し、利用者の協会員に対する権利の確保</p> <p>ロ 委託業務に関して契約どおりサービスの提供が受けられない場合、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、利用者の利便に支障が生じること未だに防止するための態勢の整備</p> <p>(5) 協会員の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、当該業務に係る利用者の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置</p>	<p>除等すること</p> <p>(11) 利用者からの現金受け払いを委託する場合には、委託先における現金預かり時点で未達債務として把握され、翌営業日までに資産保全されること</p> <p>(12) 法第51条又は犯罪収益移転防止法に基づく措置が確実に履行されること</p> <p>2 協会員は、前項のほか、安全性確保のため、委託する業務の種類や範囲に応じ、例えば、機密保護、安全運行等に関する以下の事項等を考慮した委託契約を締結することが考えられる。</p> <p>(1) 機密保護</p> <p>(2) 指示目的外使用の禁止</p> <p>(3) 作業時間、立入場所等</p> <p>(4) 再委託（責任の所在の明確化、協会員の事前承認の必要性等）</p> <p>(5) 事故発生における報告</p> <p>(6) 外部委託業務の成果の知的財産権や著作権等の権利の帰属</p> <p>(7) 外部委託業務の期限、費用</p> <p>(8) 損害が発生した場合の協議や賠償に関する取決め</p> <p>(9) 作業の指示に関する取決め</p> <p>(10) 品質の保証と確認手順</p> <p>(11) 作業の報告方法と報告形式</p> <p>(12) 検収、納品の条件と手順、及び権利の移転の時期</p> <p>(13) 保守及び障害時等の回復作業</p> <p>(14) 当事者の責任に関する取決め</p> <p>(15) 監査の権利</p> <p>(16) 契約変更の場合の手順</p> <p>(17) 仕様変更の取扱い</p> <p>(18) 協会員が守るべき関係諸法令、協会員のセキュリティポリシー等、外部委託先の要員が遵守すべきルールの確実な履行</p> <p>(19) 委託対象業務における委託先での対策を含むコンティンジェンシープラン</p> <p>(20) 外部委託業務における問題発生時の解決体制</p> <p>(21) 契約の解除条件</p>
<p>第4章 利用者の保護等に関する措置</p>	<p>第4章 利用者の保護等に関する措置</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(銀行等が行う為替取引との誤認防止)</p> <p>第21条 協会員は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行わなければならない。</p> <p>2 協会員は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。</p> <p>(1) 銀行等が行う為替取引ではないこと。</p> <p>(2) 預金又は定期積金等（銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れるものではないこと。</p> <p>(3) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第53条又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。</p> <p>(4) 協会員がその利用者のために行う履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称</p> <p>(5) その他銀行等が行う為替取引との誤認防止に関し参考となると認められる以下の事項を含む事項</p> <p>イ 利用者保護のための制度として履行保証金制度が設けられている旨</p> <p>ロ 法第59条に基づく履行保証金についての権利の実行の手続において、還付を受けられる権利が送金依頼人から受取人に移転する時点</p> <p>3 協会員は、その営業所において、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合には、前項第1号から第4号までに掲げる事項を当該利用者の目につきやすいように窓口に掲示しなければならない。</p>	<p>(履行保証金の還付対象者)</p> <p>第25条 履行保証金の還付は、資金移動業者が為替取引に係る債務を負っている者に対して行われるため、本ガイドライン第19条第2項に定めるとおり、受取人が現実に資金を受け取るまでは、送金人が還付対象者となることに留意する。ただし、約款により、別途の定めを置いている場合はこの限りでない。</p>
<p>(利用者に対する情報の提供)</p> <p>第22条 協会員は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、顧客の知識、経験等を勘案し、対面取引、ATM等の設備やインターネットを通じた非</p>	<p>(利用者に対する情報の提供)</p> <p>第26条 自主規制規則第22条第1項にいう取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法、ATMによる場合には契約締結前に画面上に</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>対面取引等の取引形態に応じて、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。</p> <p>(1) 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合 為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法</p> <p>イ 標準履行期間</p> <p>ロ 利用者が支払うべき手数料（協会員以外の者に支払う場合も含む）、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（なお、手数料等の実額ではなく上限額や計算方法のみを説明する場合には、利用者が実際に支払うこととなる手数料等の総額の見込額又は計算例）</p> <p>ハ 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先</p> <p>ニ 為替取引が外国通貨で表示された金額で行われる場合においては当該金額及びその換算に用いた標準又はこれらの計算方法</p> <p>ホ その他当該為替取引の内容に関し参考となると認められる以下の事項</p> <p>(イ) 為替取引に係る資金の入金の方法</p> <p>(ロ) 為替取引依頼後の当該為替取引に係る資金の状況を確認する方法</p> <p>(2) 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合 当該契約の相手方となる利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法</p> <p>イ 取り扱う為替取引の額の上限</p> <p>ロ 前号イからニまでに掲げる事項</p> <p>ハ 契約期間</p> <p>ニ 契約期間の中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）</p> <p>ホ その他当該契約の内容に関し参考となると認められる以下の事項</p> <p>(イ) 前号ホに掲げる事項</p> <p>(ロ) 暗証番号の設定その他のセキュリティに関する事項</p>	<p>必要事項を表示し利用者の確認を求める方法、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる。</p> <p>2 自主規制規則第22条第1項第1号ロについて、例えば、送金先の国や地方の法令等により手数料が変動しうる場合その他、協会員があらかじめ手数料の情報を提供することができない場合には、当該変動があり得る旨及びその理由を可能な範囲で記載することで足りることとする。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(ハ) 口座開設契約等により、利用者ごとに資金移動業者が受け入れられる金額に上限がある場合には、当該上限金額</p> <p>2 協会員がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書その他の物（以下「為替証書等」という。）を発行して為替取引を行う場合であって、当該為替証書等に次に掲げる事項を表示し、かつ記載事項について説明を行っている場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 当該為替証書等によって権利を行使することができる額又はその上限</p> <p>(2) 当該為替証書等によって権利を行使することができる期間又は期限が設けられている場合は、当該期間又は期限</p> <p>(3) 前項第1号ロからニまでに掲げる事項</p> <p>(4) 当該為替証書等によって権利を行使できる施設又は場所の範囲</p> <p>(5) 当該為替証書等の利用上の必要な注意</p> <p>(6) 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により金額を記録している為替証書等にあつては、その残高又は残高を知ることができる方法</p>	
<p>(損失補償等に関する情報の提供)</p> <p>第22条の2 協会員は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。</p> <p>(1) その営む資金移動業の種別</p> <p>(2) 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称</p> <p>(3) その営む資金移動業の種別ごとの算定期間及び供託期限</p> <p>(4) 預貯金等による管理を行っている場合にあつては、第三種資金移動業に係る未達債務の額のうち預貯金等管理方法により管理</p>	<p>(預貯金等管理割合に係る権利の内容)</p> <p>第26条の2 自主規制規則第22条の2第4号の権利の内容は、第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者が、当該債務に係る債権について、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、当該権利を有することを意味する。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>する額の当該未達債務の額に対する割合 （当該割合を変更したときは、その変更後のもの。以下「預貯金等管理割合」という。） 及び預貯金等管理割合に係る権利の内容 (5) 為替取引に係る業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償 その他の対応に関する方針</p>	
<p>(受取証書の交付) 第23条 協会員は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を明確に分かりやすく記載した書面を、当該利用者に交付しなければならない。ただし、協会員が、為替証書等を発行して為替取引を行う場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 資金移動業者の商号及び登録番号 (2) 利用者から受領した資金の額 (3) 受領年月日</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みにより資金を受領する場合にあっては、当該利用者の請求があったときに限り、適用する。</p> <p>3 協会員は、第1項に規定する書面の交付に代えて、次項の規定により当該利用者の承諾を得て、第1項に規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、協会員は、同項に規定する書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>4 協会員は、前項の規定により第1項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 前項に規定する承諾を得た協会員は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用者に対し、前条第1項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>6 第3項から第5項までの「電磁的方法」とは、</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 承諾若しくは申出を受ける者又は同意を得る者の使用に係る電子機器に備えられたファイルにその旨を記録する方法</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにその旨を記録したものを交付する方法</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる方法</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>(イ) 送信者の使用に係る電子機器と受信者の使用に係る電子機器とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(ロ) 送信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子機器に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>7 前項各号に定める方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に定める方法にあつては、承諾又は申出を受ける者が承諾又は申出をする者に対し、電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出の内容を書面その他の適切な方法により通知するものであること。</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(2) 前項第2号に定める方法にあつては、受信者がファイルへの記録を出力すること（当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力することを含む。）により書面を作成できるものであること。</p> <p>(3) 前項第2号イに掲げる方法のうち受信者の電子機器として携帯電話又はPHSを用いるものにあつては、前項第2号イに掲げる方法のほか、送信した日又は閲覧に供した日から三月間、受信者の請求により、送信者が電磁的方法により提供した事項に係る書面の交付を行うものであること。</p> <p>8 第6項第2号イの「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子機器と、受信者の使用に係る電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	
<p>（為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置）</p> <p>第23条の2 協会員は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。</p>	<p>（為替取引に用いられることがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置）</p> <p>第26条の3 自主規制規則第23条の2に関し、協会員は、為替取引に用いられるものではないと認められる利用者の資金の当該利用者への返還方法を定めなければならない。この場合、協会員は、妥当性を検討の上、あらかじめ利用者が登録した銀行口座に振り込む方法以外の方法（例えば、ECモールの売買代金への充当や電子マネーへのチャージ等）により返還又はその他の措置を行うことができる。なお、前払式支払手段の購入代金への充当については、原則換金が不可となり、また、利用者資金の保全義務が全額から半額になるといった不利益が生じるものと考えられるため、利用者の保護及び資金移動業の適正な遂行を確保する観点から、利用者からの明確な意思表示を受けて行うこととする。</p> <p>2 協会員は、前項において定めた方法に従い返還等を行うため、必要な情報をあらかじめ利用者から入手するための態勢（例えば、振込口座情報の把握、ATMによる返還手続の準備、窓口における返還等の事前手続など）を整備することとする。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置)</p> <p>第23条の3 履行保証金保全契約を締結している協会員は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。</p>	<p>(利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置)</p> <p>第26条の4 協会員は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付又は手形の割引を行うことを確実に防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置としては、例えば、次のような措置を全て講じることが考えられる。</p> <p>(1) 為替取引に関し、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する方法や1の銀行口座で管理する場合であっても利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法が社内規則に具体的に定める方法</p> <p>なお、かかる方法については、「利用者から受け入れた資金が貸付の原資に用いられていないことを合理的に確認できる方法」として、例えば、貸付の原資となる資金の額として、利用者から受け入れた資金の金額を自己資金から控除した金額を適時・適切に把握の上、貸付額が当該貸付の原資となる資金の額の範囲内であることを確認する方法等も認められる。</p> <p>(2) 利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金が上記方法により明確に区分され、かつ、利用者から受け入れた資金と貸付の原資となる資金を別の預金口座で管理する場合には両口座の間で融通等が行われないよう、適時・適切に検証する方法</p> <p>(3) 事故・不正防止の観点から、利用者から受け入れた資金を管理する担当者と貸付の原資となる資金を管理する担当者を兼務させない等の措置を講じる方法</p> <p>なお、資金移動業者には、資金移動業を適正かつ確実に遂行することが求められていることを踏まえれば、利用者から受け入れた資金について、貸付以外の用途であれば自由に活用して良いというわけではなく、利用者からの指図に円滑に対応していくために十分な流動性を確保するとともに、容易に毀損することがないよう管理する必要があることに留意する。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(複数種別の資金移動業の併営)</p> <p>第23条の4 二以上の種別の資金移動業を営む協会員は、各利用者に対して負担する資金移動業の種別ごとの為替取引に関する債務の額その他の各利用者の資金移動業の種別ごとの利用状況を当該各利用者が容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。</p> <p>2 協会員（第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあっては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防止するための措置を講じなければならない。</p>	<p>(二以上の種別の資金移動業を営む場合に必要措置)</p> <p>第26条の5 二以上の種別の資金移動業を営む協会員は、営む資金移動業の種別ごとに、各利用者が受け入れた資金の残高、送金実績等の利用状況を、分かりやすく容易に知ることができるようにするための措置を講じなければならない。この点に関し、例えば、種別ごとの残高や利用状況が明確に表示されている場合には、第二種資金移動業と第三種資金移動業のサービス名（電子マネーの名称等）を共通にすることも許容される。なお、協会員は、サービス名が共通である場合、種別に関する各種の説明により、利用者が二以上の種別の資金移動業が同一の種別であると誤解しないように配慮することとする。</p> <p>2 二以上の種別の資金移動業を営む協会員は、履行保証金の供託は資金移動業の種別ごとに行うことが求められているほか、履行保証金に係る報告書において、資金移動業の種別ごとの収支状況の報告が求められていることを踏まえ、営む資金移動業の種別ごとに勘定を設け、区分経理を行わなければならない。</p> <p>3 第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営する協会員は、第一種資金移動業に課されている厳格な滞留規制の潜脱防止のため、第二種資金移動業として利用者から受け入れた資金について、第一種資金移動業に係る為替取引のための資金に振り替えることを防止する措置を講じなければならない。また、こうした対応につき利用者に分かりやすく説明することとする。</p>
<p>(その他利用者保護を図るための措置)</p> <p>第24条 協会員は、その行う為替取引に関し、資金移動業の利用者の保護を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 協会員が、その行う為替取引について、捜査機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該為替取引の停止等を行う措置</p>	<p>(インターネット等における利用者保護を図るための措置)</p> <p>第27条 インターネット、モバイル等を利用した資金移動業において、利用者に対し注意喚起すべき事項としては、例えば、以下のようなものがある。</p> <p>(1) 他人にパスワードを知らせないこと</p> <p>(2) 類推されやすいパスワードを使用しないこと</p> <p>(3) パスワードを他のパスワードと共用しないこと</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(2) 協会員が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合にあっては、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できる措置等、当該利用者が当該資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための適切な措置</p> <p>(3) 協会員が、資金移動業の利用者から電気通信回線に接続している電子計算機を利用して為替取引に係る指図を受ける場合にあっては、利用者が為替取引に係る指図内容を資金移動業者に送信する前に、利用者が当該指図内容を表示した上で内容の確認を求め等、当該指図の内容を、当該利用者が当該指図に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにするための適切な措置</p>	<p>いこと</p> <p>(4) 不特定多数の者が使用するPCでは金融機関との取引を行わないこと</p> <p>(5) パスワードは定期的に変更することが望ましいこと</p> <p>(6) パスワードをメモ、ブラウザ等の記録等に残した場合のリスクを認識すること</p> <p>(7) 使用するPC等への抗ウィルスソフトやセキュリティパッチ等の適用</p> <p>(8) 協会員の正当なサイトであることの確認手段</p> <p>(9) 使用するPCを廃棄する際には、ツールの使用等によりハードディスク内のデータを完全に消去すること</p> <p>2 被害の拡大防止のため、例えば、以下のよう な犯罪が発生した際の対応方針を定める。</p> <p>(1) 被害に遭った利用者のインターネット取引の停止</p> <p>(2) フィッシング等により不正取引が発生した場合には、ウェブサイト上での公表に加え、個別メールによる周知</p> <p>(3) フィッシングにより不正取引が発生した場合には、専門機関との連携等により、当該フィッシングサイトの閉鎖等の対応</p> <p>(4) 原因究明、捜査協力のため、被害に遭った利用者が特定できる場合には、当該利用者に対して使用したPC等の現状を保全し、警察に連絡する要請</p>
<p>(社内規則等)</p> <p>第25条 協会員は、その業務の内容及び方法に応じ、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、利用者に対する情報提供義務、書面交付義務等、法令にて定められている利用者保護措置（犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定める。</p> <p>2 協会員は、役職員に対する研修、委託先に対する指導等による周知徹底を図り、前項の社内規則等に基づいて業務が運営されるための、以下の仕組みを含む十分な体制を整備しなければならない。</p> <p>(1) 利用者保護措置の実効性の確保のため</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>の、内部管理、内部監査等の内部牽制機能</p> <p>(2) 利用者保護措置の実効性の検証と、それに基づく業務態勢の見直し</p> <p>(3) 利用者からの苦情やトラブルが多発した場合、社内規則等の営業所に対する周知、徹底状況の確認と、実施態勢面の原因と問題点の検証</p> <p>(4) 事務処理ミスがあった場合等の手続の明確な規定と、利用者からの苦情等の内容に応じ可能な限り利用者の理解と納得を得て円滑に処理される態勢の整備</p> <p>(5) 利用者からの苦情等を組織的にくみ上げ、業務等の改善が行われる枠組み</p>	
<p>(利用者からの苦情に関する対応)</p> <p>第26条 協会員は、資金移動業の利用者から資金移動業に関する苦情等の申出がなされた場合に対し、以下の内容を含む苦情処理態勢を構築する。</p> <p>(1) 苦情等に対し迅速かつ適切な処理、対応ができるよう、苦情等に係る担当部署や処理手続の制定</p> <p>(2) 苦情等の内容が経営に重大な影響を与え得る事案であれば内部監査部門や経営陣に報告する等、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる体制</p> <p>(3) 苦情等申出を行った利用者に対し、対応状況についての説明等、適切なフォローアップがなされる態勢</p> <p>(4) 苦情等の内容は、正確かつ適切に記録、保存されるとともに、蓄積と分析を行うことにより、勧誘態勢や事務処理態勢の改善、再発防止策の策定に十分活用される態勢</p> <p>2 協会員は、自己の資金移動業の利用者から、認定資金決済事業者協会に対して苦情解決の申出がなされ、認定資金決済事業者協会から苦情の内容の通知を受けた場合、以下の対応を行う。</p> <p>(1) 苦情に対する迅速な処理</p> <p>(2) 認定資金決済事業者協会から文書若しくは口頭による説明を求められ、又は資料の提出を求められた場合は、速やかな提出</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>(3) 苦情に対する処理結果について、認定資金決済事業者協会への報告</p> <p>3 協会員は、資金移動業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者の利益を保護するために必要な情報として以下のものを取得したときは、これを認定資金決済事業者協会に報告する。</p> <p>(1) 銀行等（法第2条第9項に規定する銀行等をいう。）以外の者であって法第37条の登録を受けないで為替取引を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う為替取引に関する情報</p> <p>(2) その他利用者の利益を保護するために認定資金決済事業者協会が必要と認める情報</p>	
<p>(苦情処理措置及び紛争解決措置)</p> <p>第27条 協会員は、次の各号に掲げる苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 苦情処理措置として以下のいずれかの措置</p> <p>イ 認定資金決済事業者協会が行う苦情の解決により資金移動関連苦情の処理を図ること</p> <p>ロ 利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置</p> <p>(2) 紛争解決措置として以下のいずれかの措置</p> <p>イ 認定資金決済事業者協会が協定書を締結する弁護士会によるあっせん又は仲裁手続により資金移動業関連紛争の解決を図ること</p> <p>ロ 利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置</p> <p>2 協会員は、前項第1号イに定める認定資金決済事業者協会が行う苦情処理措置を利用する場合には、同協会が定める苦情解決支援規則及び苦情解決支援処理細則に従わなければならない。</p> <p>3 協会員は、第1項第2号イに定める弁護士会による紛争解決措置を利用する場合には、当該弁護士会が行う手続に関する規程等及び認定資金決済事業者協会と弁護士会との間の協定書並びに同協会及び弁護士会に対する確認書に従い対応するものとし、例えば、当該弁護士会から、特別調停案が提示された場合には、資金決済法第101条で準用する銀行法第52条の67第6項各号に規定する場合を除き、これを受諾しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第2号に掲げる場合に該当することとなったとき 法第101条第1項において読み替えて準用する銀行法第52条の83第1項の規定による紛争解決等業務（法第99条第1項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）の廃止の認可又は法第100条第1項の規定による指定の取消しの時に、第1項第2号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>(2) 第1項第1号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の認定資金決済事業者協会の紛争解決等業務の廃止が法第101条第1項において読み替えて準用する銀行法第52条の83第1項の規定により認可されたとき、又は同号の認定資金決済事業者協会の法第99条第1項の規定による指定が法第100条第1項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第1項第1号に定める措置を講ずるために必要な</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>期間として内閣総理大臣が定める期間</p> <p>(3) 第1項第2号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第1号に掲げる場合に該当することとなったとき 法第99条第1項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間</p>	
<p>(口座振替サービス等との連携)</p> <p>第28条 協会員は、資金移動業の業務に関し、銀行等の提供する口座振替サービスなど、他の事業者の提供するサービスと連携するサービス（以下「連携サービス」という。）を提供する場合には、当該連携に伴うリスクに応じ適切に管理するための態勢を、当該サービスの連携先（以下「連携先」という。）と協力して構築しなければならない。</p>	<p>(連携サービスの内容)</p> <p>第28条 自主規制規則第28条の「連携サービス」とは、口座振替サービスとの連携を行う場合と同様に、セキュリティ上の不備等を理由に、資金移動業の利用者や連携先の利用者などに経済的損失が生じ得るサービスを指し、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスのほか、カード会社の発行するクレジットカードとの連携がこれに含まれるものとする。</p> <p>(リスク管理態勢の内容)</p> <p>第29条 自主規制規則第28条に定める連携サービスの提供に伴うリスク管理態勢の内容については、次の各号の連携サービスの区分に応じて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 口座振替サービス 「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」に従うものとする。</p> <p>(2) 前号以外の連携サービス 連携サービスの仕組み、規模、特性などを踏まえて当該サービス全体のリスク評価を行った上で、「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」の内容を参考としつつ、当該リスクに応じた適切なリスク管理態勢を構築すること。</p>
<p>(不正取引に対する補償)</p> <p>第29条 協会員は、資金移動業の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 協会員は、第22条の2の定めに従って、利用者に対し、補償方針に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>3 協会員は、資金移動業の業務の内容及び方法</p>	<p>(補償の対象となる損失)</p> <p>第30条 自主規制規則第29条第1項の「資金移動業の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、例えば、以下に掲げる損失をいう。</p> <p>(1) 資金移動業の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失</p> <p>(2) 資金移動業の利用者が連携口座の預貯</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>に照らし必要があると認められる場合には、補償方針に関する情報を、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> <p>4 協会員は、補償方針に従って、適切かつ速やかに補償を実施するための態勢（連携サービスを提供する場合にあっては、連携先との協力態勢を含む。）を整備しなければならない。</p>	<p>金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失</p> <p>（資金移動業の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合）</p> <p>第31条 自主規制規則第29条第3項の「資金移動業の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービス等と連携した資金移動業の業務を遂行する場合など、資金移動業の業務の内容及び方法に照らし、資金移動業の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>（補償方針に定める事項）</p> <p>第32条 自主規制規則第29条第1項に定める補償方針には、少なくとも以下の事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資金移動業の業務の内容及び方法に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容 (2) 補償手続の内容 (3) 連携サービスを提供する場合にあっては資金移動業者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。） (4) 補償に関する相談窓口及びその連絡先 (5) 不正取引の公表基準 <p>2 前項第1号及び第2号に定める事項については、利用規約等においてその詳細が規定されるものと考えられるが、当該事項に係る詳細の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではない。もっとも、不正取引の被害者が、自己の被った損失補償の有無及び補償手続の概要について、明瞭かつ正確に理解できる程度の情報を提供する必要があることに留意する。</p> <p>3 第1項第1号に定める事項に関し、発生した損失の全部又一部の補償を行わない旨の補償方針を定めることもできるが、この場合、損失</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>の補償が行われない資金移動業の内容及び補償が行われない損失の範囲を明示しなければならない。</p> <p>4 第1項第3号に定める事項については、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>(容易に知り得る状態)</p> <p>第33条 自主規制規則第29条第3項の「容易に知り得る状態」とは、協会員の発行する資金移動業の内容、規模、特性などに応じて個別具体的に判断されるべきものであるが、例えば、自社のウェブサイト上に継続して表示するなどの方法が考えられる。</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 第27条の規定は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）附則第1条第6号に定める日から施行する。 (検討)</p> <p>第2条 法に規定する指定紛争解決機関の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）附則第3項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【資金移動業自主規制規則案に対する付帯決議】 平成22年2月22日 第81回理事会採択 ただいま承認されました資金移動業自主規制規則案については、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の施行に伴う資金移動業への参入動向並びに資金移動業者の当協会への加入状況を踏まえ、必要に応じ、改正定款第49条</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>の規定による自主規制委員会において引き続き検討を行うこと。 以上決議する。</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>第2編 第一種資金移動業に係る特則 (第一種資金移動業に関し負担する債務の制限) 第30条 協会員（第一種資金移動業を営む者に限る。以下本編において同じ。）は、第一種資金移動業の各利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日、資金の移動先が明らかでない為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。以下本編において同じ。）に関する債務を負担してはならない。</p> <p>2 協会員は、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間（利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）を超えて為替取引に関する債務を負担してはならない。</p>	<p>第2編 第一種資金移動業に係る特則 (厳格な滞留規制) 第34条 協会員（第一種資金移動業を営む者に限る。以下本編において同じ。）は、利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法・監視方法が確立し、有効に機能する態勢として、以下のような措置を講じなければならない</p> <p>(1) 利用者から具体的な為替取引の指図を伴わない資金を受け入れない措置を講じること。</p> <p>なお、具体的な為替取引の指図とは、為替取引の依頼の際に、送金人が協会員に対し、①移動する資金の額、②資金を移動する日及び③資金の移動先が全て明確に指定されている必要があり、一部でも明確になっていない場合には、具体的な為替取引の指図とは認められないことに留意すること。</p> <p>また、上記の②資金を移動する日とは、為替取引の依頼を受けた際、実際に、資金の移動に関する事務を実施する上で、具体的日付となる資金の移動の完了予定日（以下「完了予定日」という。）をいう。なお、送金人が完了予定日をあらかじめ指定しなかった場合には、協会員から送金人に対し、完了予定日を提示し、送金人の確認を得ること。また、その際に完了予定日から逆算した入金予定日を伝達し、入金予定日までは資金を受け入れないこと。</p> <p>(2) 未達債務の発生時点から、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間内に確実に為替取引が完了するための体制が整備されていること。</p> <p>上記の「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」とは、運用・技術上必要な期間であり、例えばテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上の確認・検証、海外拠点や銀行等への連絡、銀行口座への振込といった、個々の為替取引の事務処理に要する必要最低限の期間を考慮し、合理的に算定した期間を</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>いう。かかる算定については、協会員ごとの事務手続の特性等を勘案して合理的に算定することが許される。また、これらの算定の記録については、取引記録を適切に保存することをもって事務処理の記録を残すことも許容される。なお、下記(4)の協会員の責めに帰することができない事由が生じた場合には、これを解消するまでの期間も当該期間に含まれる。</p> <p>また、第一種資金移動業の利用者があらかじめ入金した資金を、ATMで協会員から発行されたカードを用いて引き出しを行うサービスを提供することや、協会員に資金の支払いを行い、当該資金の額に相当する証書（マネーオーダー）の発行を受けた送金人が受取人に証書を送付し、受取人が当該証書と引き換えに現金を受け取るサービス等を提供することは、具体的な為替取引の指図を伴っていたとしても、通常、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて協会員が為替取引に関する債務を負担することになると考えられるため、許容されない可能性があることに留意する。</p> <p>(3) 受取人が資金を受け取る場合には、受取人があらかじめ登録した受取人の銀行等の預金口座に直接資金を入金するなど、受取人の資金について為替取引の完了に向けて無用な滞留が生じない措置を講じていること。</p> <p>(4) 資金の滞留について、「協会員の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」として想定される事由が生じた場合の対処方針を策定していること。</p> <p>なお、「協会員の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合」とは、例えば、指定された資金の移動先に関する情報に誤りがある場合、資金の移動先が利用する金融機関等が休業日である場合や指定された資金の移動先の口座が閉鎖されている場合など、協会員の努力だけでは滞留を回避することができない真にやむを得ない場合に限定される。</p> <p>(5) 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて債務を負担した場合には、為替取引毎に、その原因を検証し、当該原</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>因が協会員の責めに帰する事由であった場合に再発防止を図るための態勢を整備していること。</p> <p>(6) 利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法や監視方法について、社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っていくこと。</p> <p>2 協会員は、高額の為替取引を行うリスクを踏まえ、破綻等した場合に利用者にも与える影響を極小化するため、以下のような点に留意することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護を確実に図る観点から、各営業日の要履行保証額の変動見込みを踏まえ、第一種資金移動業に係る履行保証金等の合計額を適切に管理していること <p>3 協会員が、「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えて債務を負担した場合、原因の検証結果について、当局からの報告の求めに応じることとする。</p>
<p>(業務の提供方法)</p> <p>第31条 協会員は、高額の為替取引を行うことに伴うリスクを十分に認識し、厳格な滞留規制等を遵守し、適正かつ確実な業務運営を行わなければならない。協会員は、提供するサービスは、厳格な滞留規制を遵守する観点から問題はないか、また、システムリスク管理上やテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策上、問題はないかについて、例えば、以下のような点に問題がないか検証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替取引に係る資金の入金の方法 ・為替取引に係る資金の受取の方法 ・緊急時の利用者への連絡方法 ・為替取引による資金の移動が生じる国及び地域 ・為替取引の依頼が集中した場合等に、受取人に資金を円滑に払い出すために必要な送金資金（コルレス先の資金を含む）の確保 	
	<p>(システム)</p> <p>第35条 協会員は、高額の為替取引が可能となることから、セキュリティ事故が発生した場合やシステム障害時等の不測の事態によりサー</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>ビス停止した場合、利用者への影響が大きくなることを想定して、自主規制規則第16条、第16条の2及び第16条の3に規定する態勢整備に加え、例えば、以下のシステムリスク管理態勢を整備することとする。また、協会員は、外部事業者が提供するものも含む多様なサービスやシステムと連携した、高度・複雑な情報システムを有するなど、リスクが多様化していることから、システムリスク管理態勢について、外部環境の変化に応じた適時のリスク認識・評価を実施することが求められる。</p> <p>(1) システム統括役員は、有事の対応を含めて、業務を適切に遂行するためのシステムに関する十分な知識・経験を有している者であること。</p> <p>(2) システムリスク管理態勢について、専門性を持った第三者（外部機関）等による知見を取り入れた監査又は評価を実施していること。</p> <p>2 協会員は、攻撃者の標的となる可能性が高く、攻撃手法の進化も速いことから、サイバーセキュリティについて、専門性を持った者による適切な評価を受けることが求められる。また、利用者認証の不備を起因とした不正アクセス又は不正利用、情報漏えい等のリスクが顕在化していることから、高額送金時等においては、送金額のリスクに見合った、より強固な対策を実施することが求められる。</p> <p>(1) サイバーセキュリティについて、専門性を持った第三者（外部機関）等によるネットワークへの侵入検査、脆弱性診断等を実施し、セキュリティ水準に対する客観的な評価を受けていること。また、評価結果から導出された課題への対策を実施していること。</p> <p>(2) 不正アクセス又は不正利用による被害を最小化するための、以下又は以下と同等以上の機能を実装していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日及び1回の為替取引の上限額を利用者側で設定可能とする機能（なお、利用者による送金を窓口での受付のみに限定している場合、利用者側による上限額設定機能は、システム的に実装せずに、なりすまし等を防止する方策を窓口において採用し、窓口での事務を適切に遂行できるよう留意する必要がある。

自主規制規則	協会ガイドライン
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者側で送金先を限定できるようにする機能 ・上記情報の設定・変更時に利用者に通知する機能 <p>(注)「利用者側で送金先を限定できるようにする機能」としては、例えば、利用者が事前に送金先を登録することとし、登録されていない宛先に送金する場合は、追加認証を利用者に求める機能等が考えられる。</p> <p>(3) 連携サービスの導入時及びその内容・方法の変更時においては、専門性を持った第三者（外部機関）等によるリスク評価を実施するなど、為替取引の上限額に応じ、堅牢なセキュリティ対策を講じていること。</p> <p>3 協会員は、利用者への安定したサービス提供が求められる。システム障害時等の不測の事態が発生した際は、サービス停止による影響を拡大させないために、可能な限りサービスを継続又は迅速に復旧させることが求められる。また、復旧に際しては、重要なデータを安全かつ確実に回復させるための態勢を整備することが求められる。</p> <p>(1) システム障害等の影響を極小化するための体系的な仕組みとして、実効的なバックアップシステム等を構築していること。</p> <p>(2) 重要なデータの整合性及び完全性を毀損しないために、バックアップを取得する仕組みを構築していること。また、業務継続に必要なデータを迅速にリストア可能とするための手順書を整備し、定期的なリストアテストを実施し、手順書の実効性を確認していること。</p>
<p>(AML)</p> <p>第32条 協会員は、他の種別の資金移動業者と比較してより堅牢なテロ資金供与及びマネー・ローンダリングリスク管理態勢を整備するため、特に、自主規制規則第6条第3項第5号及び第6号の措置に加え、以下のような措置を講じることとする。</p> <p>(1) 特定事業者作成書面等において、対象顧客層（個人・法人、職業・事業内容、居住国の種別など）、対象取引類型（取扱金額、国内向け送金・海外向け送金など）を踏まえ、包括的かつ具体的にリスクの特定・評価を行い、これを</p>	<p>(AML)</p> <p>第36条 協会員は、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に当たっては、リスクベース・アプローチによるリスク管理態勢を整備する必要があることに留意する必要がある。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>踏まえてリスク低減措置を検討していること。</p> <p>(2) 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性を踏まえて、全ての顧客について、適切にリスク評価を実施していること。また、リスクに応じて、適切に継続的顧客管理措置を実施していること。</p> <p>(3) 取引モニタリングにおいて、各顧客のリスク評価も踏まえ、適切に敷居値が設定されていること。また、ビジネスモデルを踏まえ、疑わしい取引を検知するためのシナリオが適切に設定されていること。届出した疑わしい取引事例や届出に至らなかった事例を分析し、届出に至る調査が適切か、定期的にシナリオ、敷居値の見直し作業を適切に行っていること。</p> <p>(4) テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に関し、専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等を行うことにより、組織全体として、専門性・適合性等を維持・向上させる態勢を整備していること。</p>	
<p>(為替取引の上限)</p> <p>第33条 協会員は、為替取引の上限額に応じたリスク評価を実施し、当該リスク評価を踏まえたリスク管理態勢を整備しなければならない。また、協会員は、かかるリスク評価を随時見直すこととする。</p> <p>2 協会員は、利用者の各送金が、為替取引の上限額の範囲内であることを、システム等を用いて把握するための措置を講じることとする。</p>	
	<p>(事故に関する補償等)</p> <p>第37条 協会員は、損失の補償等に関し、例えば、以下のような点に留意するものとする。なお、「為替取引に関する事故」とは、システム障害等の発生や受取人の銀行等の預金口座に振り込むために必要な送金資金に不足が生じたこと等により送金の履行が確保されない場合（例えば、コルレス先や業務委託先に対し、事前に送金用資金を入金し、当該資金を利用して送金を行っている場合において、為替取引の依頼が集中したことにより、入金した送金用資金に不足が生じ、為替取引の履行が確保されな</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>いケースなど)、誤った為替取引（例えば、資金の移動先の誤りや二重送金など）が発生した場合などを意味する。</p> <p>(1) 協会が提供する資金移動サービスの内容に応じ、発生する恐れのある為替取引に関する事故毎の補償その他の対応に関する方針を策定していること。</p> <p>(2) 為替取引に関する事故が発生した場合に直ちに補償その他の対応を実施するための態勢が整備されていること。</p>
<p>(情報提供)</p> <p>第34条 協会の情報提供については、以下の事項に留意する。</p> <p>(1) 利用者が当該為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明していること。</p> <p>なお、参考事項として説明する内容としては、例えば、以下の事項が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・為替取引の上限額 ・為替取引に係る資金の受取の方法 ・具体的な為替取引の指図を伴わない資金の受入れ不可 ・資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間 <p>(2) 為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合に関する事項として、利用者が口座開設契約等を締結するか否かの判断を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明していること。</p> <p>なお、参考事項としては、例えば、上記(1)に掲げた事項が考えられる。</p>	

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>第3編 第二種資金移動業に係る特則 (第二種資金移動業において為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置)</p> <p>第35条 協会は、各利用者に対して負担している為替取引（第二種資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。）に関する債</p>	<p>第3編 第二種資金移動業に係る特則 (為替取引に用いられないことがないと認められる利用者の資金を保有しないための措置)</p> <p>第38条 協会は、利用者1人当たりの受入額が100万円を超えている場合、利用者資金が為替取引に関するものであるかを確認し、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断され</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>務の額が、100 万円を超える場合は、当該債務に係る債権者である利用者の資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）が為替取引に用いられるものであるかどうかを確認するための体制を整備しなければならない。</p>	<p>る場合、利用者に払出しを要請し、利用者がこれに応じない場合、利用者への資金の返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる態勢を整備しなければならない。その際、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、利用者ごとに①受入額、②受入期間、③送金実績、④利用目的を総合考慮することとする。</p> <p>2 第1項の措置については、例えば、受入額が100万円を超えているアカウントを認識した際、為替取引の予定の有無や、当該利用者の過去の取引実績等と比較して多額の資金が長期間滞留しているかを確認し（例えば、当該確認の方法としては、社内ルールでモニタリングの在り方等を整備する方法などが想定される。）、当該確認の結果、為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した場合、あらかじめ登録された利用者の銀行口座に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断した金額を振り込む方法等が認められる。</p> <p>3 協会員は、利用者資金が為替取引に用いられるものであるかを適時適切に確認する態勢を整備しなければならない。なお、当該確認を行った結果、利用者資金のうち100万円以下の部分についても、為替取引に用いられるものではないことを把握したものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があることに留意する。協会員は、これらの措置に関し、システム対応を含め必要な態勢を構築することとする。</p> <p>4 ポイントなどの名称にかかわらず、為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられていると考えられる場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられる。</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>第4編 第三種資金移動業に係る特則 （第三種資金移動業に関し負担する債務の額の制限） 第36条 協会員（第三種資金移動業を営む者に限る。以下本編において同じ。）は、第三種資</p>	<p>第4編 第三種資金移動業に係る特則 （滞留規制） 第39条 協会員（第三種資金移動業を営む者に限る。以下、本編において同じ。）は、為替取引に関して、1件当たりの送金額及び利用者1</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
<p>金移動業の各利用者に対し、5万円を超える額の債務（第三種資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に限る。）を負担してはならない。</p>	<p>人当たりの受入額のいずれも5万円相当額を上限額とするため、当該上限額を超える為替取引に関する業務を行わないようにする措置を講じなければならない。この点に関し、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 各利用者から5万円相当額を超える為替取引の依頼を受け付けない仕組みを講じていること。</p> <p>(2) 各利用者に対し負担する為替取引に関する債務が5万円相当額を超えない仕組みを講じていること。例えば、ある利用者が他の利用者から資金を受け取った結果、当該利用者（受取人）に対する受入額（為替取引に関する債務）が5万円相当額を超えることを防止するために必要な措置を定めていること。</p> <p>2 自主規制規則第35条における為替取引との関連性を確認するための体制整備義務については、第二種資金移動業についてのみ適用されることから、第三種資金移動業については、積極的に為替取引との関連性を確認することまでは求められない。</p>
<p>（預貯金等による管理） 第37条 協会員は、預貯金の管理に係る届出を実施した場合、第三種資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。</p>	<p>（預貯金等管理に係る態勢等） 第40条 協会員が利用者資金を自己の財産と分別した預貯金等により管理する場合（以下当該管理を「預貯金等管理」という。）には、法令等に基づき、預貯金等管理についての適切な取扱いが確保されなければならない。</p> <p>2 預貯金等管理による利用者の資金の管理について、経営陣は、利用者保護の確保の重要性を認識し、預貯金等管理による管理が適正かつ確実に行われているかを検証しなければならない。また、経営陣は、預貯金等管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けることとする。</p> <p>3 預貯金等管理について、協会員は、以下の点に留意しなければならない</p> <p>(1) 預貯金等管理に係る社内規則に、預貯金等管理の方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映していること。</p> <p>(2) 自己の固有財産である金銭と利用者の資金が、上記方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の資金の残高について、直ちに判</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>別していること、また、その遵守状況について適切に検証していること。</p> <p>(3) 預貯金等管理を行う場合、銀行等の口座残高等が、その管理しなければならない額に不足する事態を防止するための措置として、例えば、以下の措置を講じていること。かかる措置については、預貯金等管理の趣旨を損なわない限度で、協会の事業の規模及び特性等を勘案して詳細を決定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金等管理業務を担当する部門を設置していること。利用者資金の受払いの手続を行う担当者と利用者資金の残高を照合する担当者の兼務を禁じていること。 ・ 事故・不正防止の観点から、各担当者を定期的に交代させることとしていること。 <p>(4) 利用者の資金について、銀行等に対する預貯金により管理する方法により管理する場合、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に、預貯金等管理割合を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している銀行等の口座残高が当該算定額以上の額となっているかを毎営業日に確認していること。また、確認した結果、銀行等の口座残高が預貯金等管理により管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額を解消の上、原因の分析を行っていること。</p> <p>(5) 利用者の資金について、信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるものにより管理する方法により管理する場合、第三種資金移動業に係る各営業日における未達債務の額に、預貯金等管理割合を乗じた額を算定の上、利用者の資金を分別管理している金融機関の信託財産の元本評価額が当該算定額以上の額となっているかを毎営業日に確認していること。また、確認した結果、信託財産の元本評価額が預貯金等管理により管理しなければならない額に満たない場合には、直ちに当該不足額に相当する金銭を信託財産に追加した上、原因の分析を行っていること。</p> <p>4 協会員は、預貯金等管理に関する監査（以下「預貯金等管理監査」という。）に対応するための必要な社内態勢（社内規則・マニュアルの策定等）を整備することとする。当該整備に</p>

自主規制規則	協会ガイドライン
	<p>関し、経営陣は、預貯金等管理監査を行うに当たって、業務に関し、その規模・特性に応じ、適切な公認会計士又は監査法人を選定しなければならない。預貯金等管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく経営陣に報告されなければならない。また、協会員は、預貯金等管理監査における指摘事項を速やかに改善することが求められる。</p>
<p>(第三種資金移動業に係る利用者保護措置)</p> <p>第38条 協会員は、銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明を行う際には、第21条、第22条及び第22条の2に掲げる事項に加え、以下の点を説明しなければならない。</p> <p>(1) 法の規定の適用により履行保証金の全部又は一部を供託しないことができる旨及び預貯金等管理により管理を行っている旨</p> <p>(2) 協会員がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権について、当該債権の額から当該債権の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る優先弁済権を有すること</p> <p>2 協会員は、預貯金等管理割合及び前項第2号に規定する権利の内容として、以下の点を説明しなければならない。</p> <p>(1) 預貯金等管理割合を10割としている場合は、履行保証金が存在しないため、破綻時に同項に規定する優先弁済権を有しない旨</p> <p>(2) 預貯金等管理割合を10割とせずに預貯金等管理を行う場合は、第三種資金移動業に関し負担する債務に係る債権については、預貯金等管理割合を乗じて得た額を控除した額を限度として、履行保証金に係る権利を有する旨及び供託等している履行保証金の範囲で還付を受けられる旨</p>	